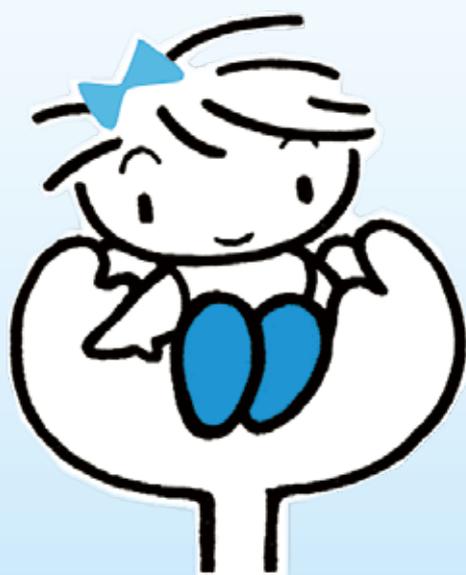


第3次もりぐち 地域福祉活動計画

(平成28年度 ~ 平成32年度)

みんなで参加!

誰もが安心して暮らせる
“もりぐち”のまちづくり



あなたとともに
あせを

守口市社会福祉協議会
シンボルキャラクター

ごあいさつ

－第3次もりぐち地域福祉活動計画

策定によせて－



近年、地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化が急速に進展するとともに、大きく変化してきています。また、世帯構造の変化も相まって人間関係の希薄化が一段と進み、さらには社会経済情勢を反映した労働環境の変化などにより、社会の中での孤立・孤独、介護、子育て、生活困窮など、多様化・深刻化した様々な問題を抱えている人たちが増えてきております。

守口市社会福祉協議会では『みんなで参加！誰もが安心して暮らせる“もりぐち”のまちづくり』を基本理念に、第1次、第2次「もりぐち地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の向上に取り組んできました。

このたび「第3次もりぐち地域福祉活動計画」を策定するにあたり、第1次、第2次の活動計画で実践してきた推進方策を検証するとともに、地区福祉委員、民生委員・児童委員、並びに市民の皆様にご協力いただき実施しました「住民意識アンケート調査」とを合わせた、新しい地域福祉の創造と実践に取り組んでまいります。

また、5年が経過した東日本大震災を教訓に、被災者の要望に沿った活動を支える体制づくりを進めていく考えでありますので、市民の皆様及び関係各位のなご一層のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びになりましたが、本活動計画の策定にあたりまして、龍谷大学・樽井康彦先生を委員長として、策定委員・3作業部会委員の皆様をはじめ、アンケート調査に貴重なご意見・ご提案をいただきました多くの皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成28年5月

社会福祉法人 守口市社会福祉協議会
会 長 高 岡 武

目 次

I. はじめに	1
1. 「第3次もりぐち地域福祉活動計画」策定の趣旨	1
2. 守口市各種行政計画と「もりぐち地域福祉活動計画」の関係	2
3. 「第3次活動計画」の期間は平成28年度～32年度	2
II. もりぐち地域福祉活動計画「基本目標・推進方策の変遷」	3
III. データでみる守口市の現況	4
1. 人口・世帯数の動向	6
2. 少子・高齢化の状況	7
3. 日常生活圏域別の人口と高齢化率	8
4. 介護保険・要介護者数	10
5. 合計特殊出生率	11
6. 障がいのある人の状況	12
IV. 第3次もりぐち地域福祉活動計画	13
1. 「活動計画」の基本理念	13
2. 第3次もりぐち地域福祉活動計画の体系	14
3. 第3次活動計画を推進し、目標達成に向けた行動	16
4. 「活動計画」の基本目標・重点項目	18
[基本目標] つながり（つながる）	18
[基本目標] 支え合い（まもる）	21
[基本目標] 人づくり（育てる）	26
[新たな重点項目]	29
<地域における連携・支援のイメージ>	31
<プラットフォームのしくみと役割>	32
V. 第2次もりぐち地域福祉活動計画の総括	33
1. 新しいつながりのまちづくり	33
2. 暮らしを支えるサービスづくり	34
3. 人づくりとプラットフォームの推進	35
VI. 第3次もりぐち地域福祉活動計画策定・住民意識アンケート調査の結果について	37
1. 実施概要	37
2. 調査結果	38

3. アンケート調査「自由記載からの主な意見」要約	44
---------------------------	----

《資料編》	47
-------	----

1. 策定委員会設置要綱	49
--------------	----

2. 委員名簿	50
---------	----

3. 計画策定の経過	52
------------	----

4. 編集作業部会の検討内容	54
----------------	----

5. 用語集	60
--------	----

I. はじめに



1. 「第3次もりぐち地域福祉活動計画」策定の趣旨

今日、少子高齢化が急速に進展し、地域社会における福祉課題も多様化・深刻化しています。また、核家族化や社会意識の変化などにより“つながり”の希薄化が顕著化し、地域力・家族力が低下するに伴い、孤立・孤独、虐待などの新たな福祉課題が生み出される結果となっています。

守口市社会福祉協議会では、平成23年に「第2次もりぐち地域福祉活動計画」を策定し、地域住民をはじめ、ボランティア団体、関係諸団体などが参画するプラットフォームが中核となって様々な活動を実践してきました。

今回の「第3次活動計画」では、「第2次守口市地域福祉計画」との整合性を図りつつ、第1次、第2次で実践してきた推進方針を検証した中で、3つの基本目標「つながり（つなげる）」「支え合い（まもる）」「人づくり（そだてる）」を掲げ、これまでの活動をより効果的に行うとともに、住民意識アンケート調査での貴重な意見も盛り込み、新しい地域福祉の創造と実践の方針を定めました。

本計画をもとに、介護や子育て、生活困難などの問題を抱え支援を必要としながらも制度上のサービスだけでは十分に対応しきれない要支援者が、地域で安心して暮らせる環境づくりなどを、地域住民、ボランティア団体、NPO、関係諸団体、行政などと連携・協働して取り組んでいきます。

2. 守口市各種行政計画と「もりぐち地域福祉活動計画」の関係

「第3次もりぐち地域福祉活動計画」に関連する行政計画としては、「守口市地域福祉計画」をはじめ、「守口市老人福祉計画」、「くすのき広域連合介護保険事業計画」、「守口市子ども・子育て支援事業計画」、「守口市障害者計画」、「守口市障害福祉計画」があります。

これらの行政計画と「地域福祉活動計画」は、常に整合性を図り、相互に連携・協働する関係、いわば車の両輪の関係にあるといえます。「第3次活動計画」は、介護や子育て、障がいのある人の自立問題をはじめ、“社会的な支援を必要としながらも制度上のサービスだけでは十分に対応しきれない要支援者などが、地域で安全で安心して暮らせる環境づくり”を目的として策定する住民参加型の活動計画であり、また、守口市の「地域福祉計画」に関する行動計画としての性格をも併せもっています。

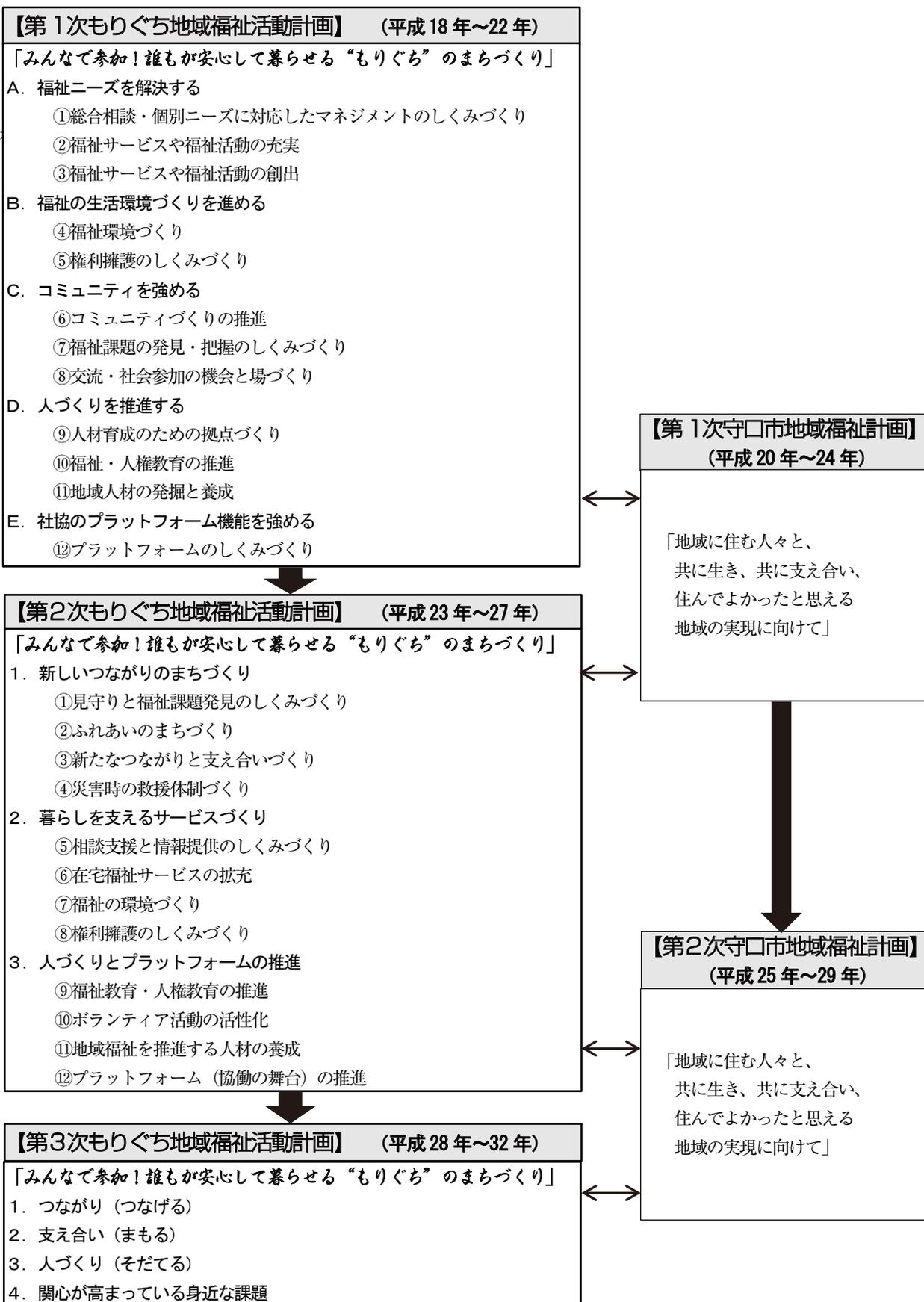
3. 「第3次活動計画」の期間は平成28年度～32年度

「第3次もりぐち地域福祉活動計画」の期間は、平成28年度から平成32年度までの5カ年計画とし、年度ごとに計画の進捗状況を検証し必要な見直しを行うものとします。

Ⅱ. もりぐち地域福祉活動計画「基本目標・推進方策の変遷」

【守口市社会福祉協議会／地域福祉活動計画】

【守口市／地域福祉計画】



Ⅲ. データでみる守口市の現況

人 口 …… 144,451 人

世帯数 …… 70,234 世帯

面 積 …… 12.71 km²

(平成 28 年 3 月 1 日現在)



守口市シンボルキャラクター
「も り 吉」

人口密度 …… 11,256 人/km²

※大阪府内では、大阪市に次いで 2 番目に高い数値 (平成 27 年 10 月 1 日現在)

高齢化の現況

65 歳以上人口 …… 40,652 人

高齢化率 …… 28.1 %

※全国高齢化率 27.0 %を上回る数値

75 歳以上人口 …… 18,902 人

後期高齢化率 …… 13.1 %

※全国後期高齢化率とは同じ水準

(平成 28 年 3 月 1 日現在)



少子化の現況

14 歳以下人口 …… 16,359 人

年少人口 (14 歳以下) の割合 …… 11.3 %

※全国の年少人口の割合 12.6 %を下回る数値

(平成 28 年 3 月 1 日現在)

※全国の数値は、総務省統計局・平成 27 年国勢調査人口速報集計を基準と
とした概算値による

介護保険・要介護者数の現況

<u>要介護 1～5</u>	6,304 人
要介護 1	1,406 人
要介護 2	2,018 人
要介護 3	1,204 人
要介護 4	959 人
要介護 5	717 人
<u>要支援 1・2</u>	2,383 人
要支援 1	1,079 人
要支援 2	1,304 人

(平成 27 年 10 月 1 日現在)

障がいのある人の現況

<u>身体障害者手帳所持者</u>	6,619 人
内訳		
1 級	1,975 人
2 級	1,061 人
3 級	1,137 人
4 級	1,668 人
5 級	383 人
6 級	395 人
<u>療育手帳所持者数</u>	1,093 人
内訳		
A	453 人
B 1	263 人
B 2	377 人
<u>精神保健福祉手帳所持者数</u>	...	1,151 人
内訳		
1 級	141 人
2 級	746 人
3 級	264 人
<u>合計</u>	8,863 人

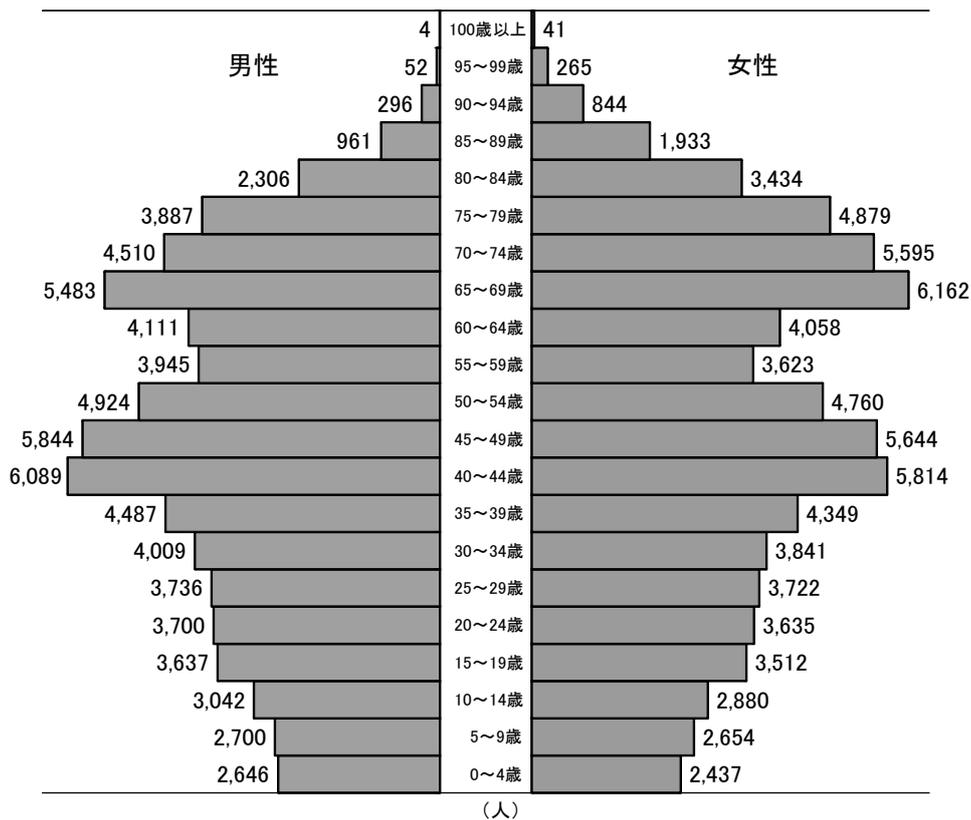
(平成 26 年 4 月 1 日現在)

1. 人口・世帯数の動向

守口市の人口は、昭和46年6月の188,035人をピークにその後漸減傾向を示し、平成28年3月には144,451人まで減少しています。一方、人口密度は11,256人/km²（『国勢調査』平成27年 府速報値）で、大阪府内においては大阪市に次ぐ高い数値となっています。

また、世帯数は昭和45年の59,791世帯（1世帯当り3.14人）から平成28年3月には70,234世帯（1世帯当り2.06人）に変動しており、核家族化がますます顕著となっています。なお、大阪府内における1世帯当りの人員数は、大阪市に次いで低い数値となっています。

守口市の年齢別・男女別人口／平成28年3月1日現在



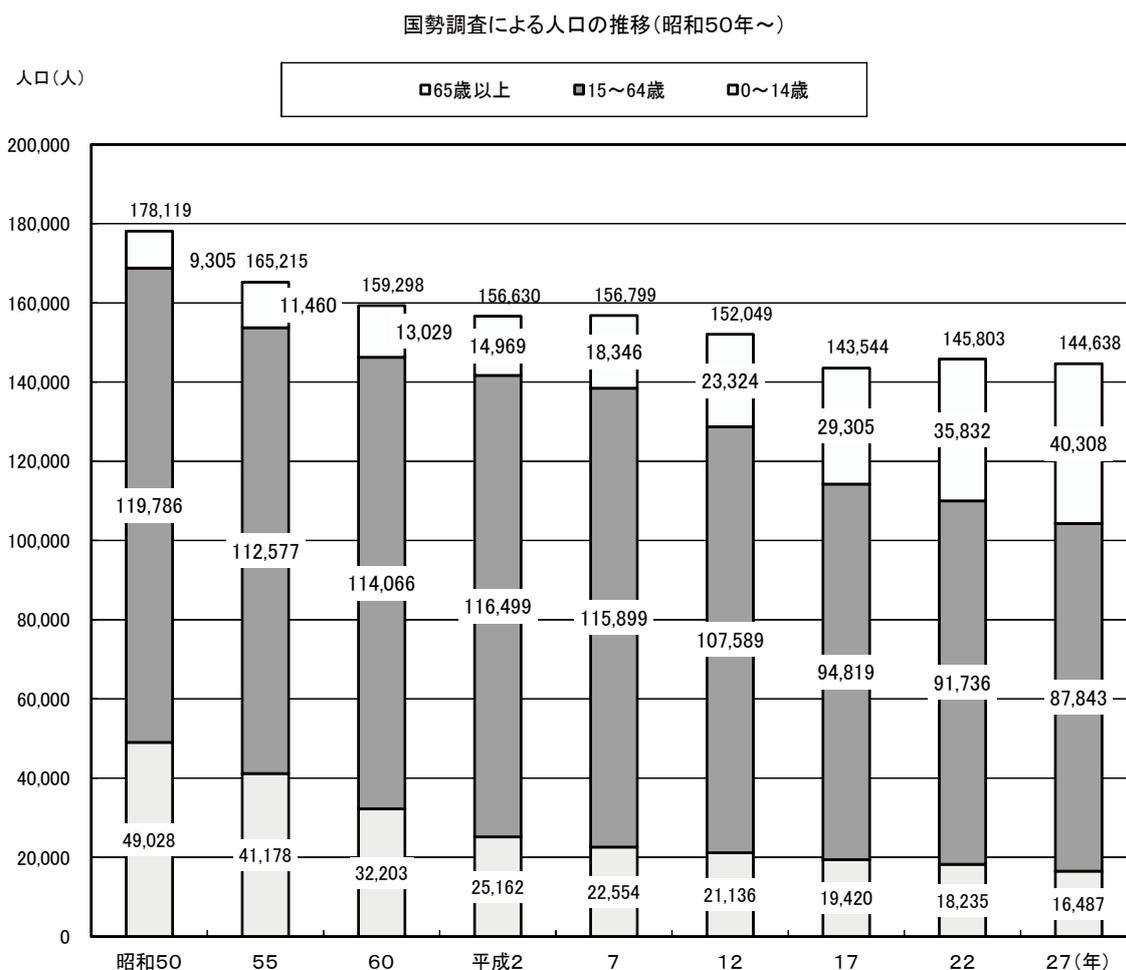
資料：『住民基本台帳』及び『外国人登録人口』

2. 少子・高齢化の状況

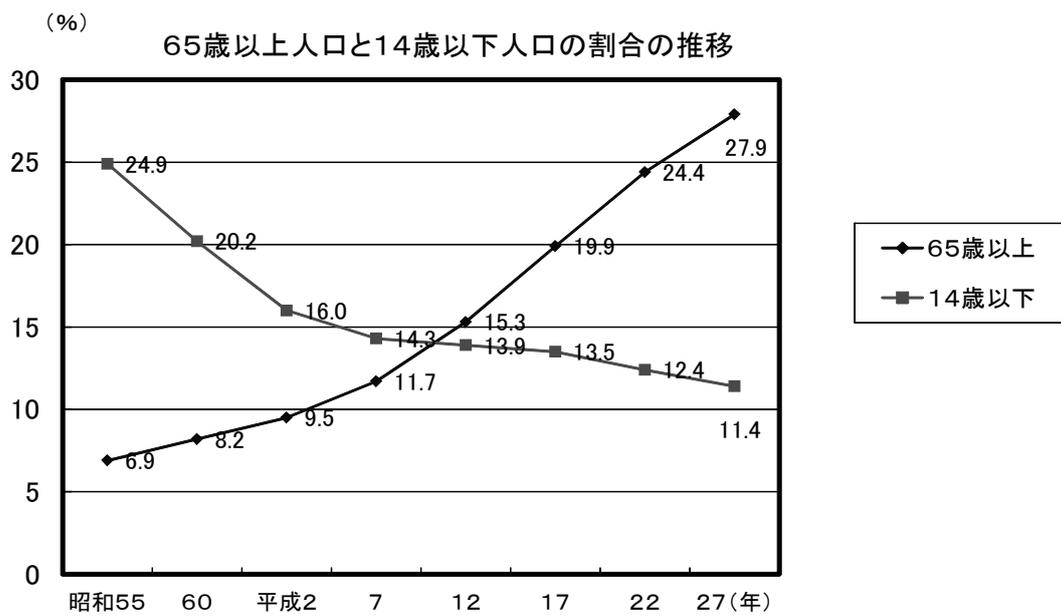
昭和50年以降の守口市の年齢3区分別人口の推移をみると、高齢者人口（65歳以上）は、9,305人から40,308人と4.3倍に増加しています。一方、年少人口（14歳以下）は、49,028人から16,487人となり66%も減少しています。

高齢化率は、昭和50年の6.9%から平成27年には27.9%まで上昇しており、全国の高齢化率の数値26.7%（『総務省統計局・人口推計』）を上回っています。

また、人口に占める14歳以下の割合は、平成27年には11.4%まで下がり、全国の数値12.7%（『総務省統計局・人口推計』）を下回っており、少子・高齢化の状況がさらに顕著となっています。

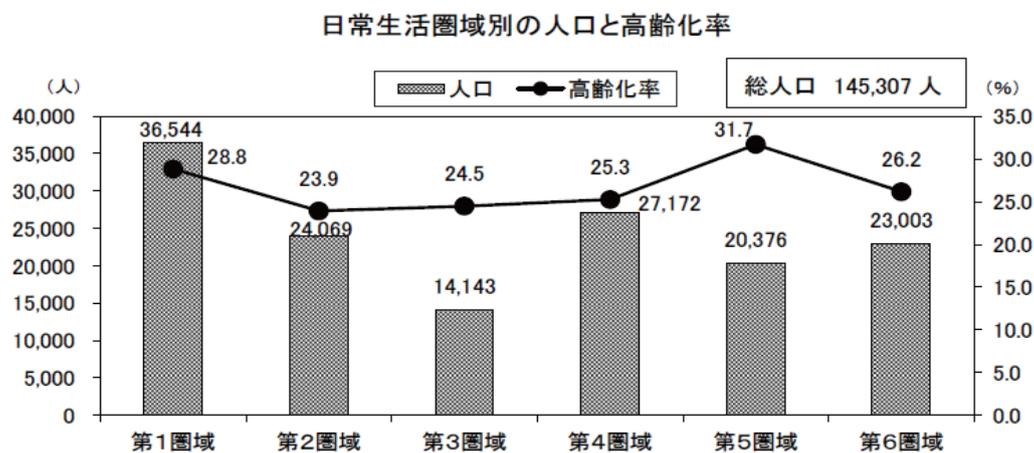


資料:『国勢調査』、平成27年のみ『住民基本台帳』及び『外国人登録台帳』(各年10月1日現在)



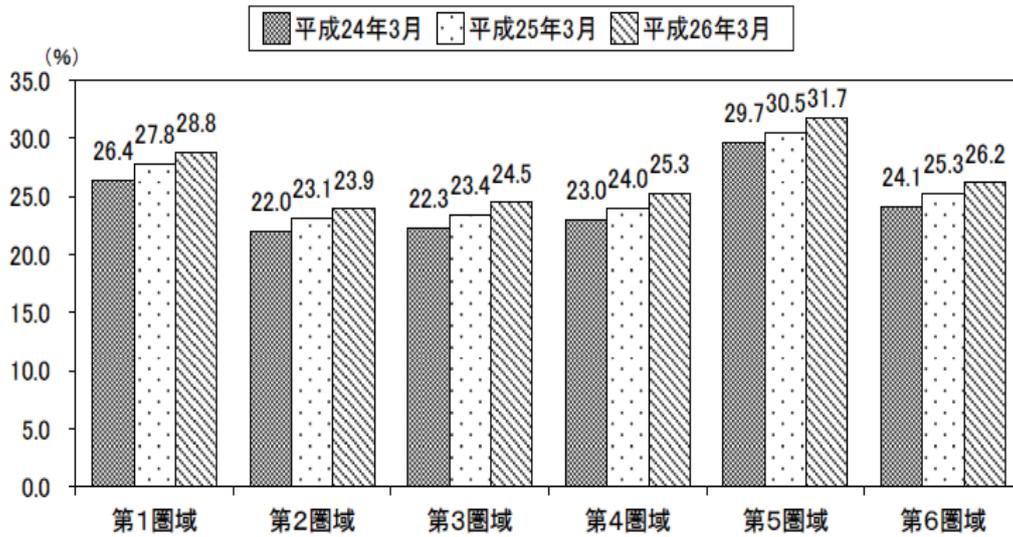
3. 日常生活圏域別の人口と高齢化率

守口市の日常生活圏域別の人口をみると、第1圏域が36,544人で最も多くなっています。高齢化率は、第5圏域が31.7%で最も高くなっています。高齢化率の推移においては、平成24年度から平成26年までをみると、第1圏域が2.4%増で最も伸びが大きくなっています。



資料:住民基本台帳(平成26年3月現在)

日常生活圏域別の高齢化率の推移



資料:住民基本台帳(各年3月現在)



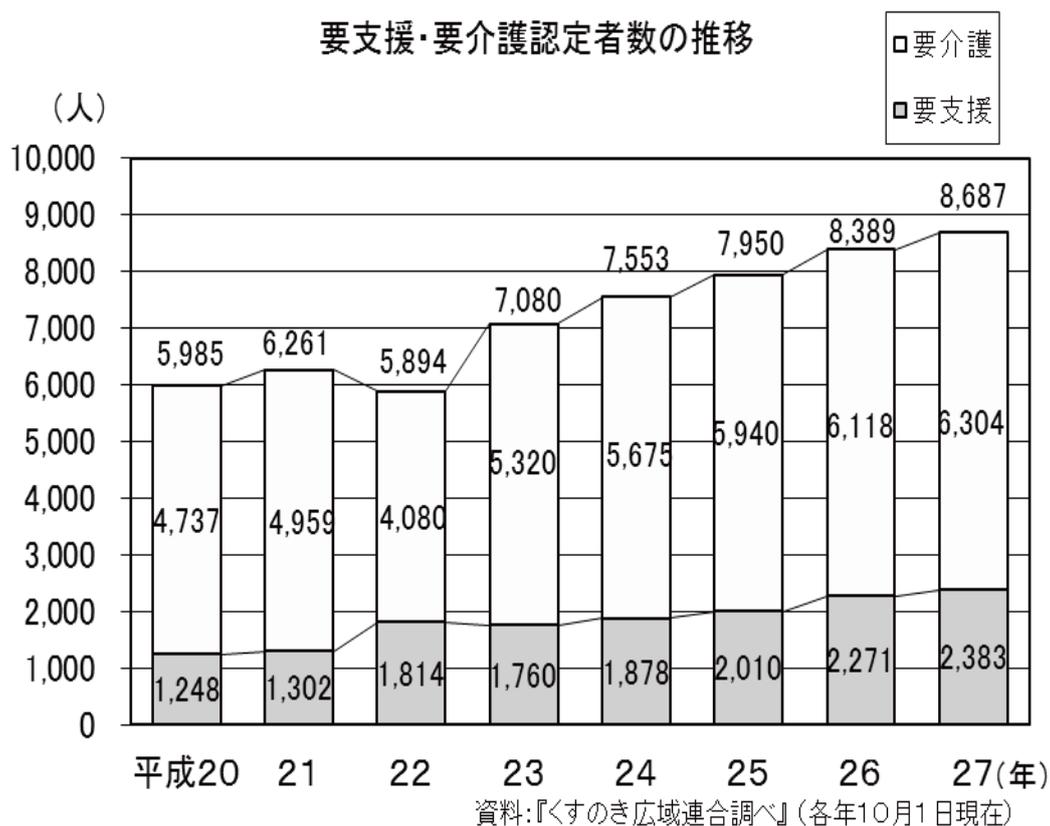
守口市の生活圏域

日常生活圏域	地 区
第1圏域	東・大久保・藤田・梶
第2圏域	佐太・金田・庭窪
第3圏域	八雲・下島
第4圏域	八雲東・守口・土居・滝井
第5圏域	春日・三郷・橋波
第6圏域	寺方・南・錦

資料:『守口市老人福祉計画(平成27~29年度)』『第6期くすのき広域連合介護保険事業計画』

4. 介護保険・要介護者数

守口市の介護保険・要介護者は、平成27年10月で要介護1～5の合計が6,304人、要支援1・2の合計が2,383人となっています。平成20年10月と比較すると要介護者は1.33倍、要支援者は1.91倍増えています。

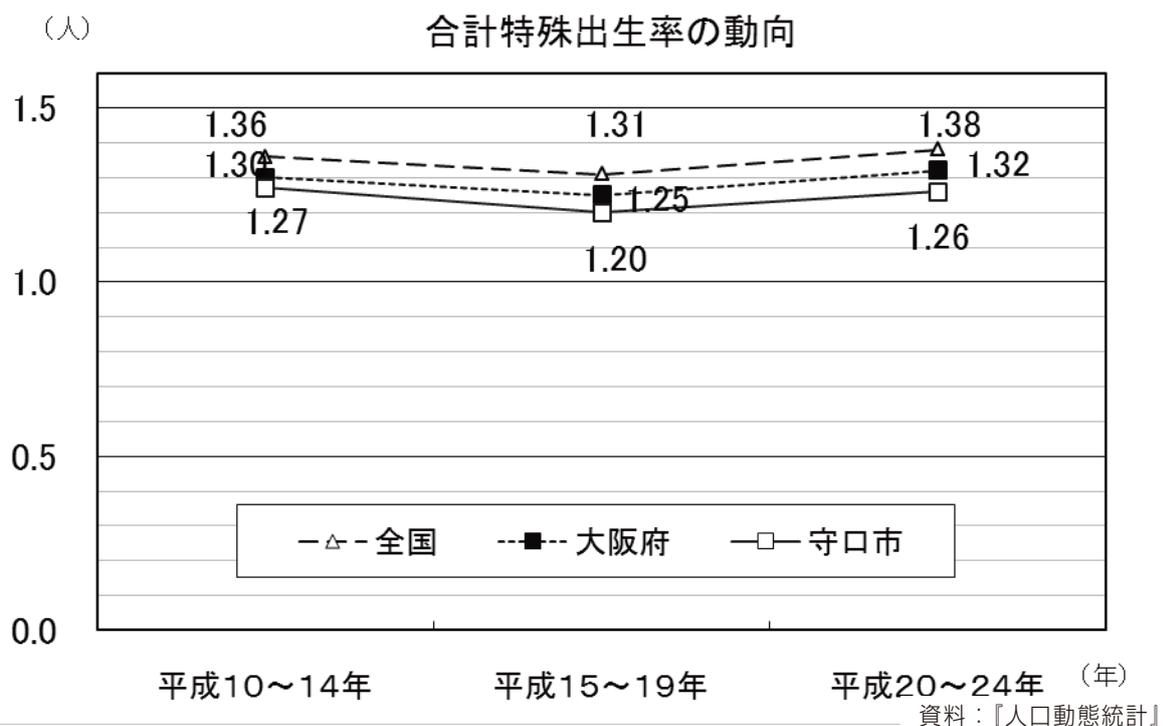


5. 合計特殊出生率

守口市の合計特殊出生率は、平成10～14年の1.27%（平均値）から平成15～19年には1.20%（平均値）まで下がりました。平成20～24年には1.26%（平均値）とわずかに上昇しましたが、全国や大阪府を下回る低い水準で推移しています。

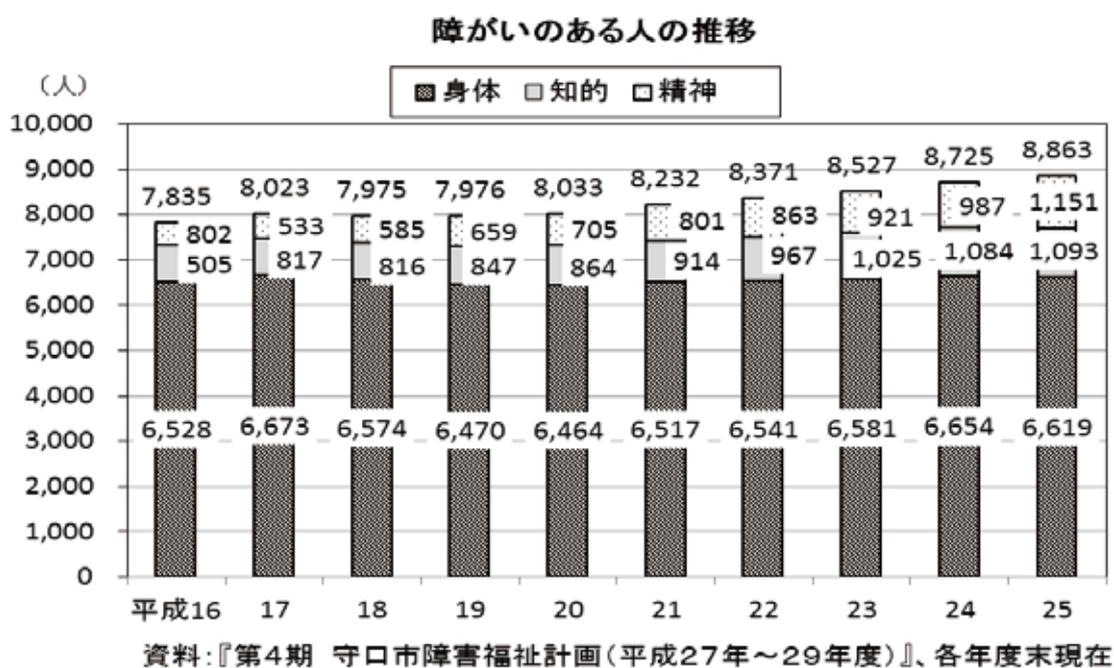
※合計特殊出生率

15歳～59歳の女性の年齢別出生率（特殊出生率）を合計したもので、1人の女性が生涯に産む平均子ども数を表す。



6. 障がいのある人の状況

守口市の身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者）、知的障がいのある人（療育手帳所持者）、精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）の数はそれぞれ増加しています。平成16年と比較すると、身体障がいのある人は9年間で1.01倍、精神障がいのある人は1.44倍です。特に知的障がいのある人は9年間で2.16倍と倍増しています。



IV. 第3次もりぐち地域福祉活動計画

1. 活動計画の基本理念

近年、地域では少子高齢化が進行し、一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加、老々介護、高齢者や子どもなどへの虐待や孤独死、地域の担い手の高齢化、制度上の支援だけでは対応しきれない障がいのある人、子ども、高齢者などの課題が顕著化しています。

このような状況のもと、誰もが地域で安全で安心して暮せる環境づくりが必要であり、地域住民、ボランティア団体、各種団体、NPO、事業者、関係機関などが地域の課題を共有する当事者であるという意識を持ち連携・協働して地域社会を創ることが必要です。

そこで、この計画の基本理念を第2次もりぐち地域福祉活動計画より継承し次のように定めます。

みんなで参加！

誰もが安心して暮せる“もりぐち”のまちづくり

2. 第3次もりぐち地域福祉活動計画の体系

◎第2次もりぐち地域福祉活動計画から、引き続き継続し、目線を変え取り組むもの

1. 新しいつながりのまちづくり

- (1) 見守りと福祉課題発見のしくみづくり
- (2) ふれあいのまちづくり
- (3) 新たなつながりと支え合いづくり
- (4) 災害時の救援体制づくり



2. 暮らしを支えるサービスづくり

- (5) 相談支援と情報提供のしくみづくり
- (6) 在宅福祉サービスの拡充
- (7) 福祉の環境づくり
- (8) 権利擁護のしくみづくり



3. 人づくりとプラットフォームの推進

- (9) 福祉教育・人権教育の推進
- (10) ボランティア活動の活性化
- (11) 地域福祉を推進する人材の養成
- (12) プラットフォーム（協働の舞台）の推進



◎第3次もりぐち地域福祉活動計画へ

1. つながり（つなげる）

様々なかたちの「つながり」を地域でつくり、地域福祉活動に取り組む

2. 支え合い（まもる）

住みなれた地域で、誰もが自立して暮らせるよう、相談や支援などの地域福祉活動に取り組む

3. 人づくり（そだてる）

地域福祉を支える担い手の育成・掘起しをおこない、福祉教育など、様々な人々が協働する場「プラットフォーム」を推進し、地域福祉活動に取り組む

◎第3次活動計画で取り組む新たな課題

『4. 関心が高まっている身近な課題』

- ・生活困難者への自立支援
- ・介護保険制度の改正・地域包括ケアシステム
(地域包括ケアシステム・生活支援総合事業・生活支援コーディネート)
- ・認知症高齢者の支援

※ 地域住民、福祉、保健等の関係諸団体・施設・事業者が協働で

基本理念

みんなで参加！誰もが安心して暮らせる“もりぐち”のまちづくり

3. 第3次活動計画を推進し、目標達成に向けた行動

第3次活動計画では、守口市の第2次守口市地域福祉計画を踏まえつつ、第2次活動計画の成果と課題を検証したなかで、住民・関係諸団体・事業所を含めた地域の社会資源を活かした縦横に広がる“強いつながり”を確かなものにする事が求められています。

基本目標	重点項目	取組み方針
1. つながり (つなげる)	(1) 世代を越えた地域住民の 多様な交流を促進しよう (2) 地域活動に参加しやすい きっかけをつくろう	① 交流しよう ② つながりをつくろう ③ 出会いの場をつくろう ④ 啓発活動を強化しよう
2. 支え合い (まもる)	(3) 課題を発見・共有できる つながりをつくろう (4) 適切な支援につなごう (5) 生活しやすく、安全で安心 なまちづくりに取組もう (6) 共通の課題の解決に向け て取組もう	⑤ 課題に気づき・発見しよう ⑥ 支援につなごう ⑦ 権利を守ろう ⑧ 小地域の活動に取組もう ⑨ 災害に備えよう ⑩ 共通する新たな課題の解決 に取組もう
3. 人づくり (そだてる)	(7) 自分たちの暮らしと福祉 について関心をもとう (8) 地域の福祉力を活かそう	⑪ 意識を高めよう ⑫ 学び合おう ⑬ 学んだことを活かそう
4. 関心が高 まっている 身近な課題	[新たな重点項目] (9) 生活困難者の自立支援 (10) 介護保険制度の改正・地 域包括ケアシステム (11) 認知症高齢者の支援	⑭ 生活困難者の自立支援 ⑮ 介護保険制度の改正・地域 包括ケアシステム ⑯ 認知症高齢者の支援体制づ くり

「基本理念」

みんなが安心して暮らせる“もりぐち”のまちづくり
誰もが安心して暮らせる“もりぐち”のまちづくり

推進方策

＜①交流しよう＞…P19

- ・子育て世代の交流サロン活動を拡充する。
- ・障がいのある人の交流サロン活動を推進する。
- ・高齢者の交流サロン活動を拡充する。

＜②つながりをつくろう＞…P19

- ・各地区福祉委員会が主体となってプラットフォームづくりを拡充する。
- ・子育て中の母親のネットワークづくりに努める。

- ・地域における情報の共有化に努める。

＜③出会いの場をつくろう＞…P20

- ・身近な地域で交流の場づくりを拡充する。
- ・さんあい広場のような自主運営の交流の場づくりに努める。

＜④啓発活動を強化しよう＞…P20

- ・啓発活動を充実・強化し、情報発信に努める。

＜⑤課題に気づき・発見しよう＞…P22

- ・気軽に相談できる関係づくりに努める。
- ・課題を早期発見できる体制づくりを拡充する。

＜⑥支援につなごう＞…P23

- ・福祉課題に気づき、その解決を図るため、速やかに地域の支援につなぐことに努める。
- ・社会的孤立者などの発見・見守りを拡充する。
- ・相談・連絡・見守り体制の拡充に努める。
- ・地域住民が交流を通して、お互いの個性を尊重し、助け合う関係づくりに努める。
- ・地域の社会資源の連携強化に努める。

＜⑦権利を守ろう＞…P23

- ・権利擁護と支援制度の充実に努める。
- ・成年後見制度などの利用促進に努める。

＜⑧小地域の活動に取組もう＞…P24

- ・小地域ネットワーク活動を拡充する。
- ・地域の見守り活動を拡充する。

＜⑨災害に備えよう＞…P24

- ・要支援者への支援体制づくりに努める。
- ・避難マップ作成に努める。
- ・災害時を想定した訓練の実施に努める。
- ・災害ボランティア登録の啓発に努める。

＜⑩共通する新たな課題の解決に取組もう＞…P25

- ・子育ての悩みの相談窓口の充実に努める。
- ・あいさつ、声かけからはじめるきっかけづくりに努める。
- ・障がいのある人やその家族への差別偏見をなくす啓発活動に努める。
- ・虐待防止の啓発活動を拡充する。

＜⑪意識を高めよう＞…P27

- ・人と人とのつながりづくりを大事にし合う意識づくりに努める。

＜⑫学び合おう＞…P28

- ・地域福祉を支援する人材の養成に努める。

- ・認知症サポート養成を拡充する。

＜⑬学んだことを活かそう＞…P28

- ・地域福祉活動の参加促進に努める。
- ・福祉の制度やサービスの情報提供の充実に努める。

＜⑭生活困難者の自立支援＞…P29

- ・生活困難者の自立支援に努める。

＜⑮介護保険制度の改正・地域包括ケアシステム＞…P29

- ・高齢者の地域包括ケアシステムの構築に努める。

＜⑯認知症高齢者の支援体制づくり＞…P29

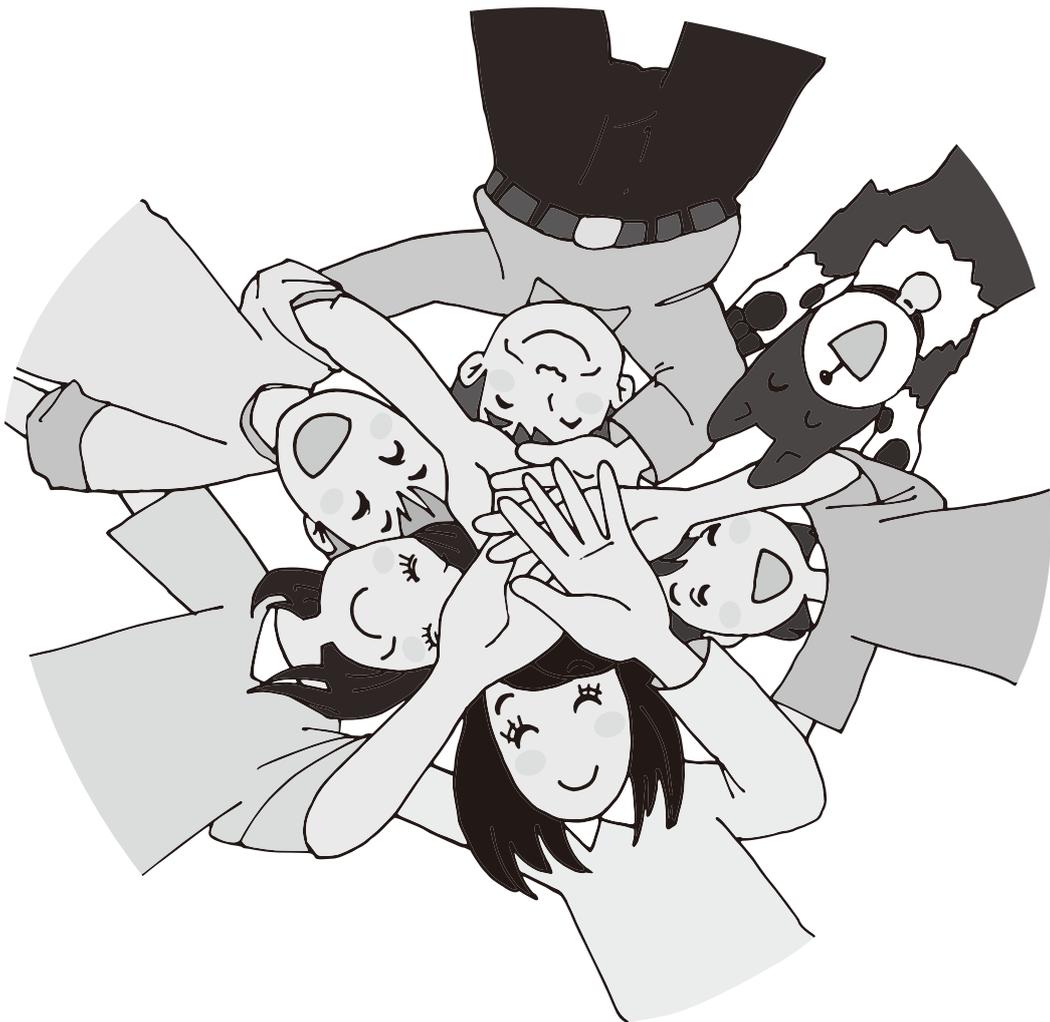
- ・認知症高齢者の支援体制づくりを拡充する。

4.「活動計画」の基本目標・重点目標

基本目標

1. つながり（つなげる）

日々の暮らしの中で、人々が抱える悩みや心配ごとなどが、複雑化し、深刻化することなく、速やかに解決できるよう、その人の異変に気づき、身近で見守り・相談などができる「つながり」の関係を築き、地域での暮らしを支える取組みを進めます。



《重点項目》

(1) 世代を越えた地域住民の多様な交流を促進しよう

【取組み方針】

① 交流しよう

孤立しがちな高齢者をはじめ、障がいのある人、子育て世代、同じ体験や悩みを持つ人などが、気軽に集い、新たな交流の輪を広げられる機会の充実に努めるとともに、参加者自らが、交流推進の担い手として活躍できるよう支援に努めます。

【推進方策】

- | |
|-------------------------|
| ・ 子育て世代の交流サロン活動を拡充する。 |
| ・ 障がいのある人の交流サロン活動を推進する。 |
| ・ 高齢者の交流サロン活動を拡充する。 |

【取組み方針】

② つながりをつくろう

小地域ネットワーク活動をはじめ、地域での多様な活動について、地域・住民・関係諸団体・福祉施設などが情報を共有し、それぞれの専門的な知識や経験を活かして、多くの人々が参加しやすい身近な活動を通して「つながり」が醸成できるよう取り組んでいきます。

【推進方策】

- | |
|------------------------------------|
| ・ 各地区福祉委員会が主体となってプラットフォームづくりを拡充する。 |
| ・ 子育て中の母親のネットワークづくりに努める。 |
| ・ 地域における情報の共有化に努める。 |

《重点項目》

(2) 地域活動に参加しやすいきっかけをつくろう

【取組み方針】

③ 出会いの場をつくろう

世代を越えた地域住民が集い、交流し、顔見知りの関係を築くことで住民同士の日常的なつながりをより一層確かなものにするため、身近で小さな出会いの場づくりに努めます。

【推進方策】

- ・身近な地域で交流の場づくりを拡充する。
- ・さんあい広場のような自主運営の交流の場づくりに努める。

【取組み方針】

④ 啓発活動を強化しよう

地域福祉活動や地域行事などの活性化を図るため、ホームページをはじめ、様々な媒体を活用して、地域活動・地域福祉活動などの情報を発信・提供し、啓発活動の強化を図ります。

【推進方策】

- ・啓発活動を充実・強化し、情報発信に努める。

基本目標

2. 支え合い（まもる）

地域交流や生涯学習などを通して、一人ひとりが顔見知りの関係でつながり、また、地域の関係諸団体や福祉施設などの社会資源と協働して、新たな支え合う力「福祉力」を育みます。



《重点項目》

(3) 課題を発見・共有できるつながりをつくろう

【取組み方針】

⑤ 課題に気づき・発見しよう

日々の暮らしの中で、住民一人ひとりが抱える心配ごとや悩みなどを気軽に話したり、相談できる身近な関係づくりに努めるとともに、サロン活動や地区福祉活動を通して課題を早期発見できる体制の充実を図ります。

【推進方策】

- | |
|------------------------|
| ・気軽に相談できる関係づくりに努める。 |
| ・課題の早期発見できる体制づくりを拡充する。 |

《重点項目》

(4) 適切な支援につなごう

【取組み方針】

⑥ 支援につなごう

住民一人ひとりが抱える心配ごとや悩み、不安などは、様々な要因からなり、専門機関のサービスや支援が必要となってきています。これらの心配ごとや悩みなどを抱えて、地域で孤立している人を早期に発見し、解決に向けた必要な支援や福祉サービスなどを提供できる専門機関と連携して、適切な支援体制づくりの拡充に努めます。

【推進方策】

- | |
|--|
| ・福祉課題を気づき、その解決を図るため、速やかに地域の支援につなぐことに努める。 |
| ・社会的孤立者などの発見・見守りを拡充する。 |
| ・相談・連絡・見守り体制の拡充に努める。 |
| ・地域住民が交流を通して、お互いを尊重し、助け合う関係づくりに努める。 |
| ・地域の社会資源との連携強化に努める。 |

【取組み方針】

⑦ 権利を守ろう

認知症の人や精神に障がいのある人など判断能力の不十分な人が、安心して権利の保護と必要なサービスを利用できるよう、権利擁護のしくみを普及・定着することが必要となってきています。

また、誰もが住みなれた地域で生活できるよう、成年後見事業や日常生活自立支援事業の周知と利用促進に努めます。

【推進方策】

- | |
|---------------------|
| ・権利擁護と支援制度の充実に努める。 |
| ・成年後見制度などの利用促進に努める。 |

《重点項目》

(5) 生活しやすく安全で安心なまちづくりに取組もう

【取組み方針】

⑧ 小地域の活動に取組もう

日頃から地域において、高齢者や子育て世帯などが交流できるよう、地区福祉委員会や民生委員・児童委員などが主体となって、人と人とのつながりをつくる取組み（日常の見守り・声かけ）などの個別援助活動、並びに、いきいきサロンや子育て支援（あそびの広場）、世代間交流などのグループ援助活動の推進に努めます。

【推進方策】

- | |
|--------------------|
| ・小地域ネットワーク活動を拡充する。 |
| ・地域の見守り活動を拡充する。 |

【取組み方針】

⑨ 災害に備えよう

災害時に、高齢者や障がいのある人などの要支援者を迅速に避難・誘導するには、地域や関係機関との連携が必要です。

住民一人ひとりが災害に対する意識を高め、要支援者の安否確認や避難所で安心して避難生活が送れるよう、災害支援体制づくり、地域の「つながり」や「絆（きずな）」の強化に努めます。

【推進方策】

- | |
|---------------------|
| ・要支援者への支援体制づくりに努める。 |
| ・避難マップ作成に努める。 |
| ・災害時を想定した訓練の実施に努める。 |
| ・災害ボランティア登録の啓発に努める。 |

《重点項目》

(6) 共通の課題の解決に向けて取組もう

【取組み方針】

⑩ 共通する新たな課題の解決に取り組もう

日常の地域福祉活動を通して、新たな課題を抱える地域住民に気づいたとき、すべての地域住民が「地域の課題」として受け止め、その解決や予防に向けて取り組むことができるように、地域の中の多様な人材や関係諸団体、福祉施設などの社会資源と連携・協働が図れる仕組みづくりに努めます。

【推進方策】

- | |
|----------------------------------|
| ・子育ての悩みの相談窓口の充実に努める。 |
| ・あいさつ、声かけからはじめるきっかけづくりに努める。 |
| ・障がいのある人やその家族への差別偏見をなくす啓発活動に努める。 |
| ・虐待防止の啓発活動を拡充する。 |

基本目標

3. 人づくり（育てる）

地域を活性化していくために、住民一人ひとりが地域に関心を持ち、学び合い、つながり、地域の様々な活動に主体的に参加していく土壌を育みます。



《重点項目》

(7) 自分たちの暮らしと福祉について関心をもとう

【取組み方針】

⑪ 意識を高めよう

すべての地域住民が自分にふさわしい好きな居場所をもち、個性が尊重されて、孤立したり排除されない、温かく支え合う地域づくりに取組むという参加意識を醸成していきます。また、「住みなれた地域で暮らしたい」というすべての人の想いを実現するために、「こころの壁」を取り除き、人と人とのつながりを大事にし合う意識づくりに努めます。

【推進方策】

・人と人とのつながりを大事にし合う意識づくりに努める。

《重点項目》

(8) 地域の福祉力を活かそう

【取組み方針】

⑫ 学び合おう

福祉に関する知識や技能を習得し、専門的なサービスなどを提供できるよう、福祉人材養成に関する研修や情報提供などを充実させる必要があります。

特に、認知症の人に対する理解を深めるために、認知症サポーター養成講座を充実し、認知症の人やその家族を地域で見守り、支える人材の確保に努めます。

【推進方策】

- | |
|-----------------------|
| ・ 地域福祉を支援する人材の養成に努める。 |
| ・ 認知症サポート養成を拡充する。 |

【取組み方針】

⑬ 学んだことを活かそう

地域で暮らす人たちとの身近な交流を通して、気づき、共感し、学んだことをより多くの人に情報発信し、また、情報交流できる機会を増やし、地域で出来ることを考え、学んだことを具体的な活動に活かせる仕組みづくりに努めます。

【推進方策】

- | |
|---------------------------|
| ・ 地域福祉活動の参加促進に努める。 |
| ・ 福祉の制度やサービスの情報提供の充実に努める。 |

《新たな重点項目》

(9) 生活困難者の自立支援

【取組み方針】

⑭ 生活困難者の自立支援

高齢者や障がいのある人、社会的・経済的な孤立している人や希望する職業に就くことができない人など、地域とのつながりや関わりが少なく、支援を必要とする人に対して、見守りや相談・支援などの機会を拡充し、当事者自らが自立できるよう必要な支援に努めます。

【推進方策】

・生活困難者の自立支援に努める。

《新たな重点項目》

(10) 介護保険制度の改正・地域包括ケアシステム

【取組み方針】

⑮ 介護保険制度の改正・地域包括ケアシステム

介護保険制度改正にともない、高齢者の在宅生活を支えるため、地域での医療と介護と福祉の連携を強化し、在宅医療と介護連携推進事業に取り組むとともに、医療機関、ケアマネージャー、サービス提供事業所などが地域との連携を充実させる地域包括ケアシステムの構築に努めます。

【推進方策】

・高齢者の地域包括ケアシステムの構築に努める。

《新たな重点項目》

(11) 認知症高齢者の支援

【取組み方針】

⑯ 認知症高齢者の支援体制づくり

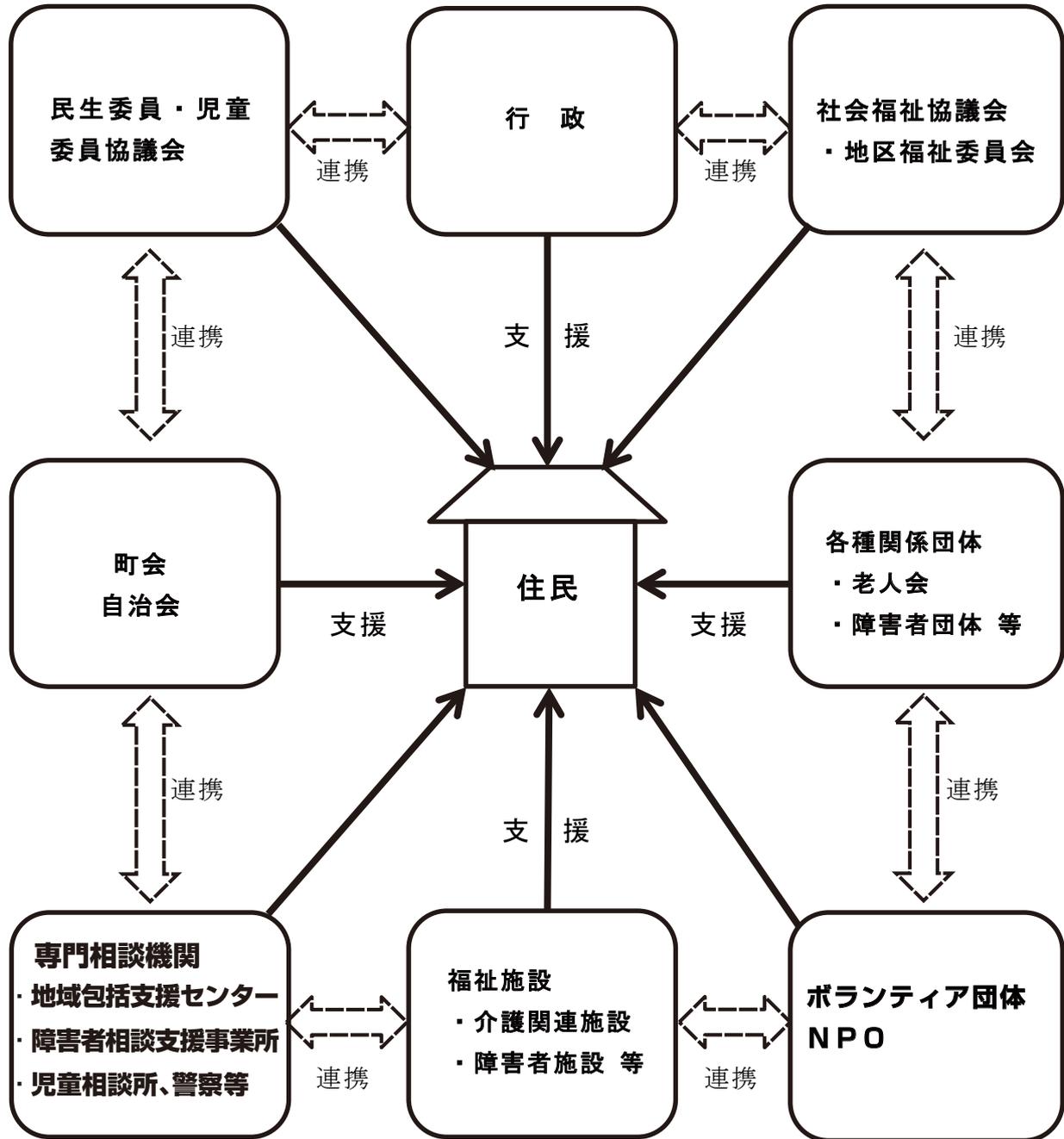
認知症高齢者について、正しい理解を持ち、偏見なく、自然に見守れる地域づくりを推進します。

また、認知症高齢者の人の徘徊などに対応するため、地域による認知症サポートネットワークを構築し、認知症サポーターなどの人材を活用し、早期の発見・保護ができるよう、認知症支援体制づくりに努めます。

【推進方策】

・ 認知症高齢者の支援体制づくりを拡充する。

＜地域における連携・支援のイメージ＞



＜プラットフォームのしくみと役割＞

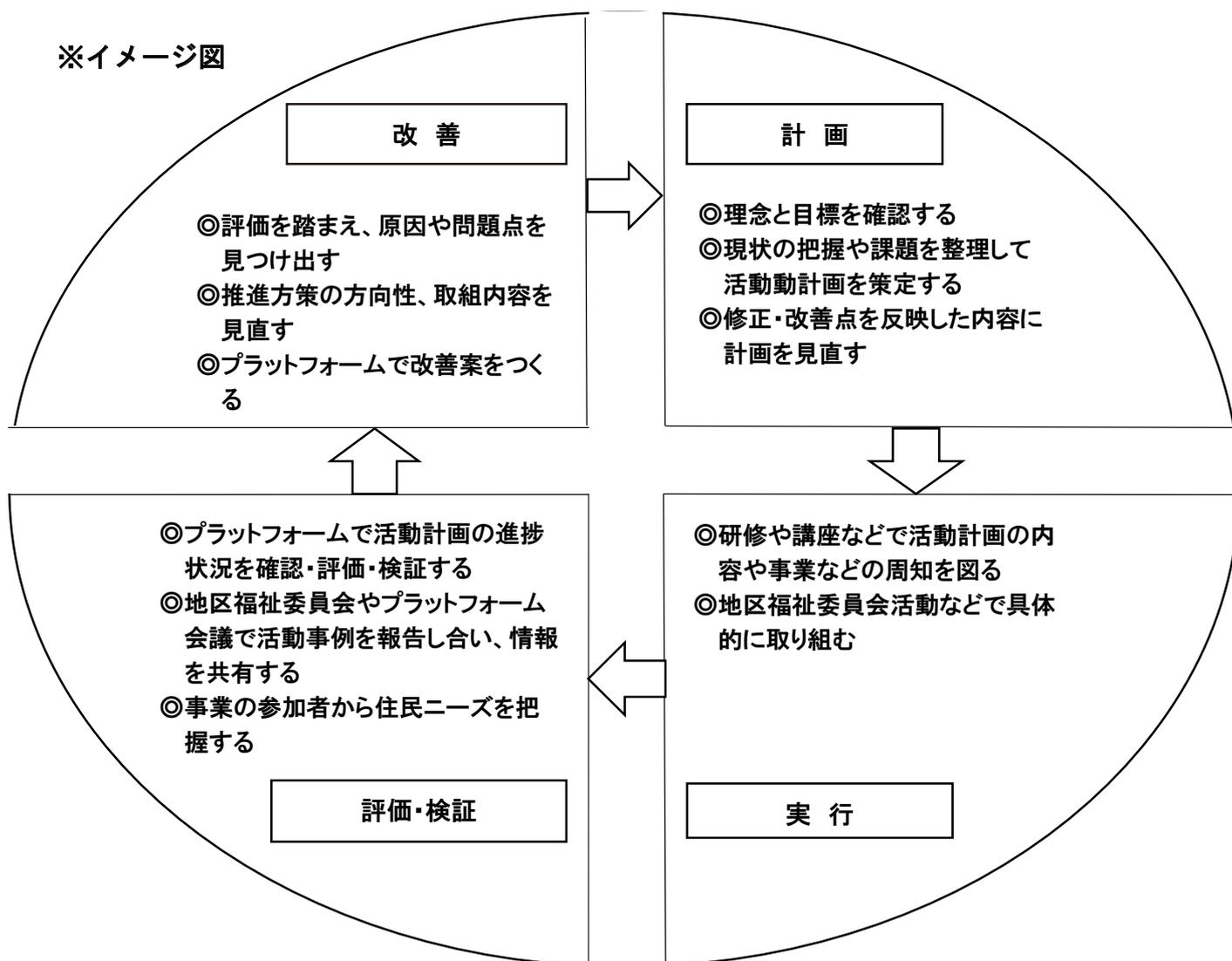
地域住民やボランティア団体、関係諸団体、福祉施設などがそれぞれの強みを持ち寄り、みんなが参加・協働することによって、基本目標である「つながり(つなげる)」「支え合い(まもる)」「人づくり(そだてる)」を進めることが重要です。

このような「協働の舞台」をプラットフォームと呼んでいます。社会福祉協議会には、もともとプラットフォーム機能がありますが、この機能をさらに強めていきます。

＜活動計画の点検、評価＞

地域福祉の推進には、多くの地域住民の理解と協力が必要です。そのためには、活動計画について多くの人に知ってもらい、関心をもってもらえるよう広く情報を提供し、地域住民や関係諸団体、福祉施設などから適宜意見を求めながら、活動計画の進捗状況を把握するなど進行管理に努めます。

※イメージ図



V. 第2次もりぐち地域福祉活動計画の総括

守口市社会福祉協議会では、少子高齢化が急速に進展する中、「みんなで参加！誰もが安心して暮らせる“もりぐち”のまちづくり」を基本理念に、介護や子育て、障がいのある人の自立問題をはじめ、社会的な支援を必要としながらも制度上のサービスだけでは十分に対応しきれない要支援者が安心して暮らせる環境づくりなどの取組みが重要との考えのもと、平成23年度からの5カ年間の活動指針となる「第2次もりぐち地域福祉活動計画」を策定しました。

この活動計画を推進するため、地域住民、ボランティア団体、関係諸団体からなる4つのプラットフォームを立ち上げ、多様な福祉問題について活動を展開してきました。

ここでは、第2次活動計画における12項目の推進方策ごとに取組内容を記載しました。

1. 新しいつながりのまちづくり

推進方策（1）見守りと福祉課題発見のしくみづくり

この推進方策では、社会福祉協議会（以下「社協」という。）の地区福祉委員会を中心に、各地区の事情に見合った見守り、声かけ等の「小地域ネットワーク活動」を行いました。

また、地区福祉委員会、民生委員・児童委員協議会（以下「民児協」という。）の地区長による合同会議を実施するなど、福祉課題に対する協力体制の強化に努めました。

さらには、「いきいきネット相談支援センター活動」（常設2ヶ所、巡回2ヶ所）では、高齢者、障がいのある人などが気軽に相談できる環境を整え、「心配ごと相談」では日常生活における様々な相談に対する助言、専門機関への紹介などを実施しました。

推進方策（2）ふれあいのまちづくり

この推進方策では、地域の特性を生かした交流の場として、小学校の空き教室などを利用して、自宅に閉じこもりがちな高齢者が、気軽に地域の人たちとともに楽しいひと時を過ごしていただけるよう、「さんあい広場」（現在4ヶ所で週1回程度開催）を支援するとともに、「いきいきサロン」を開設しました。

また、地域で子育て支援ができる仕組みづくりを推進するため、「三世代ふれあいつ子」、「遊びの広場」などの支援に努めました。

推進方策（３）新たなつながりと支えあいづくり

この推進方策では、75歳以上の一人暮らしの高齢者や、障がいのある人などが、病気や災害時に迅速かつ適切な救急医療が受けられるよう、緊急連絡先やかかりつけ医療機関などの情報を保管する「守口市救急安心カプセル」を社協と民児協が協働して配布し、市民の安心と安全の確保を図るとともに平時からのつながりの構築に努めました（平成27年3月現在、3,309人）。

また、孤立・虐待・DV（ドメスティックバイオレンス）などの防止のため、日常的な見守り活動や安否確認等を実施するとともに、正しい知識を習得するため、研修会を実施しました。

推進方策（４）災害時の救援体制づくり

この推進方策では、災害時の要援護者救援システムの構築・防災・減災を図るため、地域防災・救援体制に関する意識調査（平成24年6月～7月に1地区100名対象）の実施、もりぐち救急安心カプセルの配付などを行いました。

また、災害が起こった時や、平時に何を準備すべきかをまとめた「守口市社協災害対策マニュアル」、「守口市災害ボランティアセンター運営マニュアル」を作成し、災害時において迅速・的確な対応が取れるよう「災害ボランティアセンター運営シミュレーション」（年1回）を実施しました。

2. 暮らしを支えるサービスづくり

推進方策（５）相談支援と情報提供のしくみづくり

この推進方策では、地区福祉委員会と民児協が協力実施する「福祉なんでも相談」、「地区のサロン活動」などを通して発見した福祉課題について、情報共有を図りつつ必要な支援を行いました。

また、「いきいきネット相談支援センター活動」では、高齢者、障がいのある人などが気軽に相談できる環境を整え、「心配ごと相談」（毎週月曜日は市役所、毎週木曜日は大日市民サービスコーナー）では日常生活における様々な相談に対する助言、専門機関への紹介を実施しました。

さらには、社協の機関紙「社協もりぐち」（年3回発行）、ホームページ、ボランティアフェア、市民祭りでの「ボランティア広場」において啓発活動に取り組み、社協活動の全般について情報提供に努めました。

推進方策（６）在宅福祉サービスの充実

この推進方策では、障がいのある人が利用・活動する場（日中活動の場、障がいのある人の雇用促進、ショートステイ、生活基盤としてのグループホーム、ケアマネジメント事業）の充実に努めました。

推進方策（7）福祉の環境づくり

この推進方策では、地域におけるバリアフリー化の推進については、地下鉄のトイレが大型商業施設等の影響で使用しやすくなり、また、高齢者・子どもの交通安全教室については、八雲地区において、警察・学校の協力を得て、定期的な開催を実施しました。

家庭、学校、地域で子どもの安全を確保するための環境整備では、地区の事情に見合った見守り活動、児童と高齢者の交流事業（三世代ふれあいつ子、あそびの広場など）のさらなる充実に努めました。

推進方策（8）権利擁護のしくみづくり

この推進方策では、高齢者、障がいのある人、子どもなどへの虐待防止、あるいは消費者被害の防止を図るため、小地域ネットワーク活動事業における「福祉なんでも相談」の充実、「いきいきネット相談支援センター活動」、「心配ごと相談事業」、民児協「こんにちは赤ちゃん運動」（平成23年度より実施）を実施するなど、相談体制や早期発見ができる体制づくりに努めました。

さらには、在宅生活や施設入所、病院などで暮らす認知症高齢者や知的・精神障がいのある人などの日常生活をサポートする「日常生活自立支援事業」を実施するとともに、サポートの必要な方々の相談（平成26年度223件）や、成年後見制度に適した相談内容については、その活用を促すなど、相談者個人に適した「きめ細かい対応」の強化に努めました。

また、「福祉サービスに対する苦情処理に関する要綱」を策定し、苦情解決に関する研修会、講習会などに参加し、知識・技能の習得に努めました。

3. 人づくりとプラットフォームの推進

推進方策（9）福祉教育・人権教育の推進

この推進方策では、人権研修については、7ヶ所の地区福祉委員会が実施するとともに、守口市民まつり、ボランティアフェアでの高齢者疑似体験、夏休みを利用したボランティア体験プログラム等を実施するなど、人権教育福祉教育の推進に努めました。

また、地域行事や市民まつりなどに障がいのある人の作業所や事業所が積極的に参加し、差別や偏見をなくす啓発活動に取り組みました。

推進方策（10）ボランティア活動の活性化

この推進方策では、登録ボランティア団体などの活動を支援するとともに守口市民まつり、ボランティアフェアなどで啓発活動を行いました。

また、ボランティア養成講座等（傾聴ボランティア養成講座、認知症サポーター養成講座）により人材の育成に努めました。

推進方策（11）地域福祉を推進する人材の養成

この推進方策では、平成4年度に訪問介護員3級養成研修をスタートし、現在の介護職員初任者研修に至るまで、介護の人材育成に努めました。（修了者1,435名）

また、地域福祉の担い手を育成するため、小地域ネットワーク活動リーダー研修に毎年参加しています。（19地区より各地区2名）

推進方策（12）プラットフォーム（協働の舞台）の推進

この推進方策では、地域住民やボランティア団体、サービス事業者などが協働する場「プラットフォーム」の機能強化を図るため、既存のプラットフォーム（サービス提供型プラットフォーム、課題解決型プラットフォーム）に新たなプラットフォームを加え、4つのプラットフォーム（新しいつながりのまちづくり、災害時の救援体制づくり、暮らしを支えるサービスづくり、人づくりとプラットフォームの推進）に再編し、それぞれの役割を整理・強化しました。

また、各プラットフォームの連携を図るため、合同プラットフォーム会議を定期的で開催し、さらには、地区レベルでのプラットフォーム機能が発揮できるように地区プラットフォームを設置し、地域貢献事業の推進に努めました。

最後に

第2次もりぐち地域福祉活動計画を実践する過程において「小地域ネットワーク活動」、「いきいきネット相談支援センター活動」、「地域の子育て支援活動」（三世代ふれあいつ子・あそびの広場、子育てサロン）、「もりぐち救急安心カプセル事業」、「防災マニュアルの作成」などでは、地区福祉委員、民生委員・児童委員の方々をはじめ、多くの関係者や各種団体、行政等の協力を得て、一定の成果を上げることができました。

しかしながら、十分な取組内容になっていない事項もあることから、第3次活動計画において、「高齢者福祉」、「障がい福祉」、「子育て支援」を中心に、第2次活動計画を引き続き継続し、目線を変えた取組みを実践していきます。

Ⅵ.第3次もりぐち地域福祉活動計画策定・住民意識

アンケート調査の結果について

(1) 実施概要

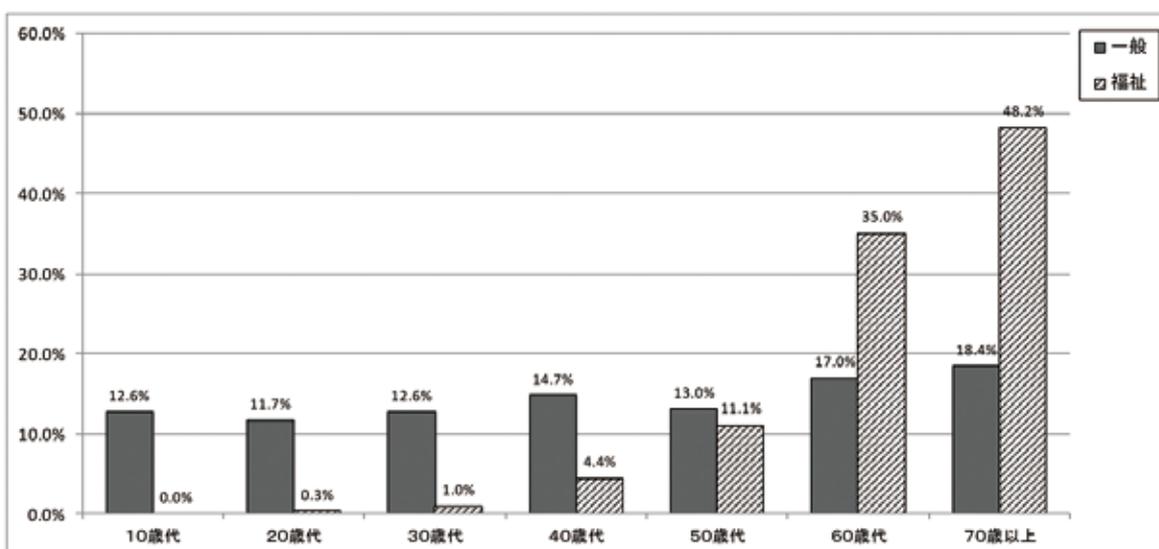
①調査方法

調査は、19の地区ごとに福祉委員、民生委員・児童委員及び地区の一般住民（10歳以上）に調査依頼をし、また、公共施設にも調査票を設置するなど、約2,300件の調査を行い、1,971人の方々から回答を得ました。

②回答者数

	男 性	女 性	合 計
福祉関係者	195 人	437 人	632 人
一般住民	619 人	720 人	1,339 人
合 計	814 人	1,157 人	1,971 人

③年齢別割合

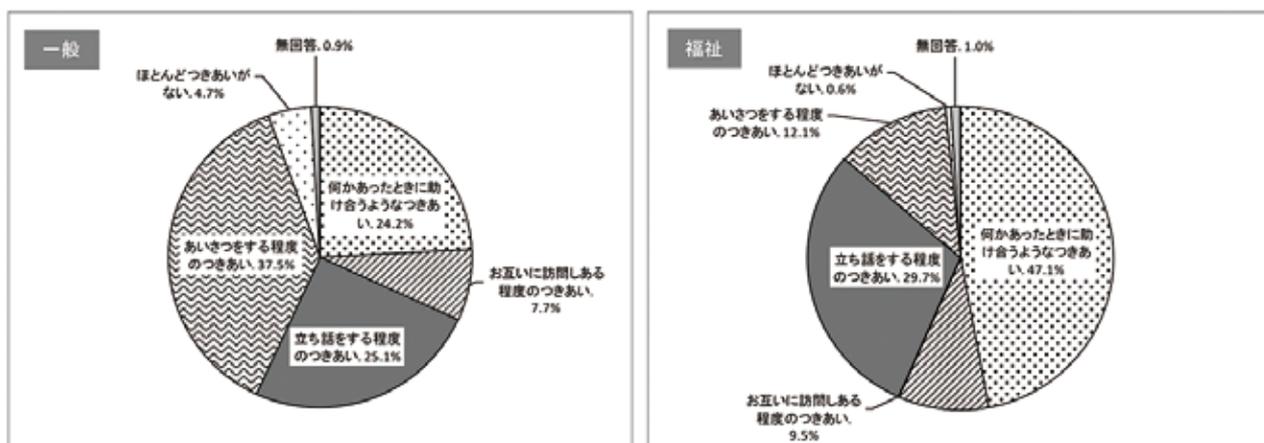


(2) 調査結果

－地域について－

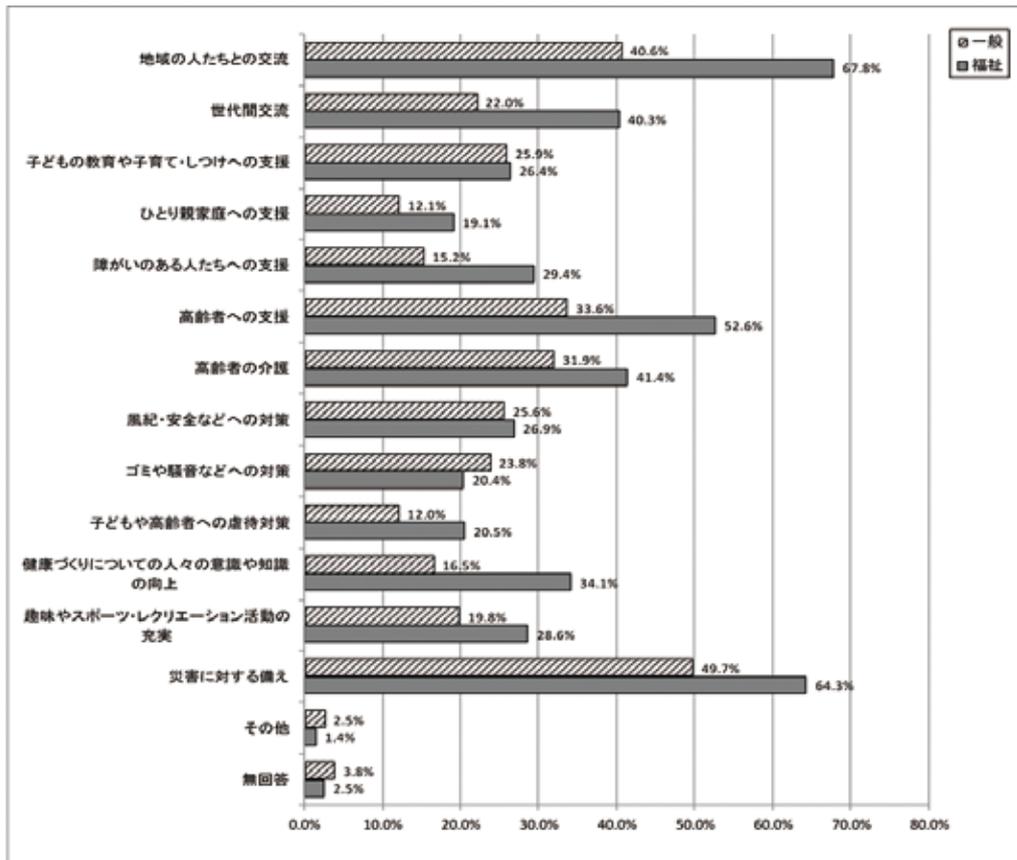
問11 あなたは、普段ご近所の方とどの程度おつきあいをされていますか
1つだけ選んで○をつけてください。

一般住民では「あいさつをする程度のつきあい」が37.5%と最も多く、福祉関係者では「何かあったときに助け合うようなつきあい」が47.1%と最も多いという違いが見られました。一般住民の約4割の人が、「あいさつをする程度のつきあい」か「ほとんどつきあいが無い」と回答しました。何かあったときにも、お互いに助け合える体制を広げていくために「つながり」「支え合い」の取組みは重要です。



問14 あなたのお住まいの地域で、今後考えていかなければならないことは、どのようなことだと思いますか。あてはまるものすべてを選んで○をつけてください。

一般住民では「災害に対する備え」と回答した人が49.7%と最も多く、次に「地域の人たちとの交流」と回答した人が40.6%でした。一方、福祉関係者では「地域の人たちとの交流」と回答した人が67.8%と最も多く、次に「災害に対する備え」(64.3%)、「高齢者の支援」(52.6%)の順に多いという結果でした。

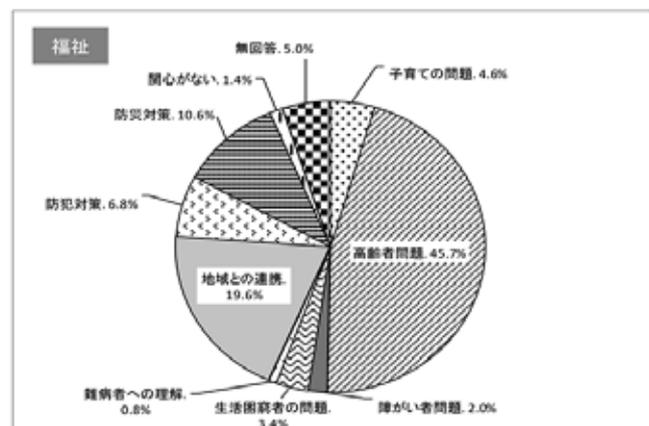
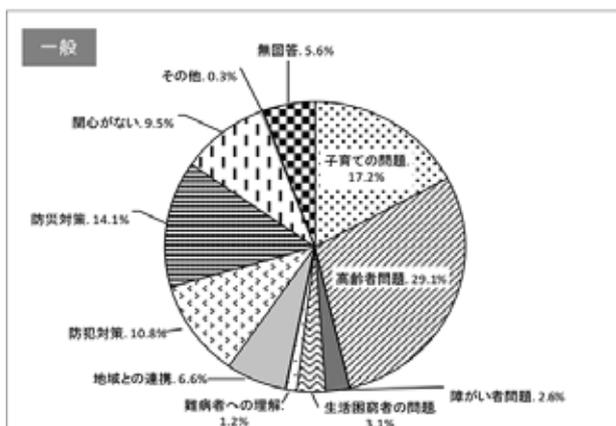


—生活や地域における福祉問題について—

問16 福祉問題のうち、あなたが、特に興味を持っているのはどのようなことですか。1つだけ選んで○をつけてください。

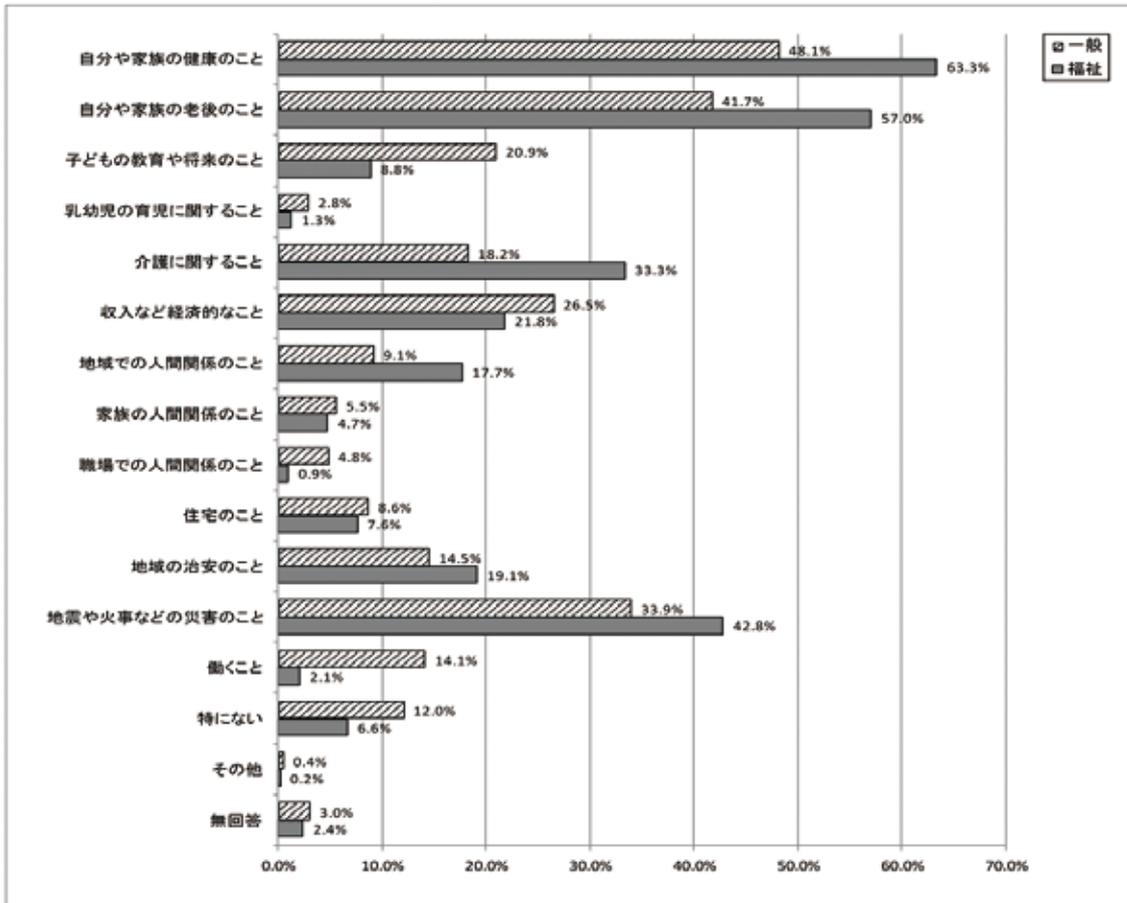
一般住民、福祉関係者ともに「高齢者問題」の割合が最も多く占めています（一般 29.1%、福祉 45.7%）。次に一般住民では「子育ての問題」が 17.2%と高く、福祉関係者では「地域との連携」が 19.6%と高い結果でした。

一般住民も、約6割の人が何らかの福祉問題に関心があると回答しており実際に関わることなくとも問題意識を持っていることが伺えます。



問16-1 また、あなた自身のことについておたずねします。あなたは、日頃の生活でどのようなことに悩みや不安を感じていますか。あてはまるものすべてを選んで○をつけてください。

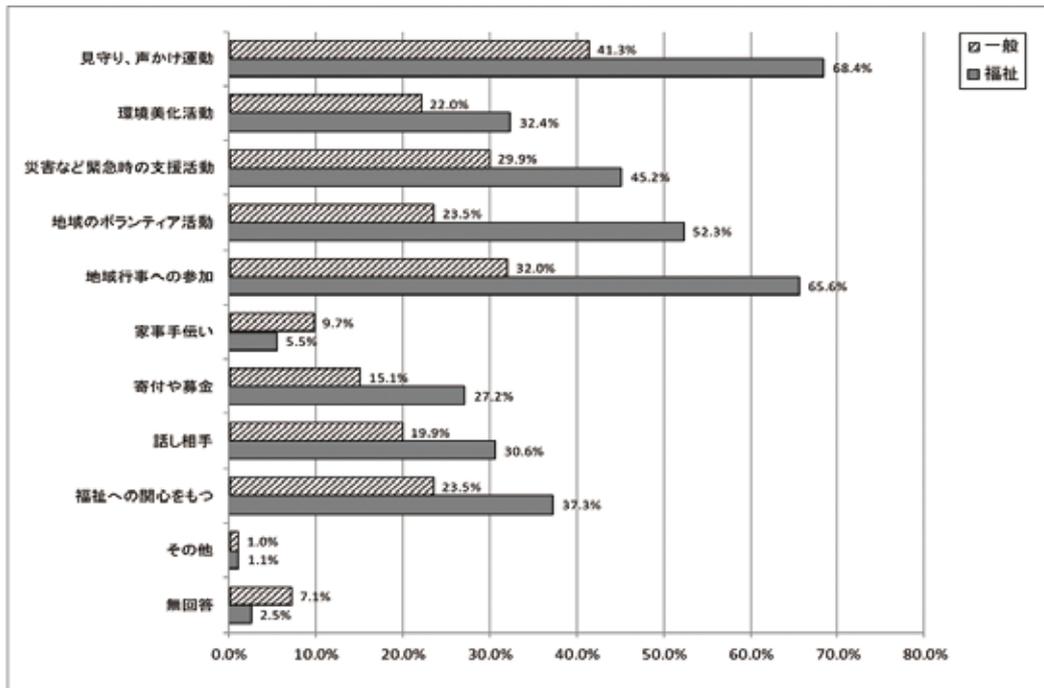
一般住民、福祉関係者ともに「自分や家族の健康のこと」と回答した人が最も多く（一般48.1%、福祉63.3%）、次に「自分や家族の老後のこと」（一般41.7%、福祉57.0%）、「地震や火事などの災害のこと」（一般33.9%、福祉42.8%）の順になっています。



問22 地域住民が安心して暮らせるように、あなた自身ができることは何ですか。あてはまるものすべてを選んで○をつけてください。

一般住民、福祉関係者ともに「見守り、声かけ運動」と回答した人が最も多く（一般41.3%、福祉68.4%）、次に「地域行事への参加」と回答した人が多い（一般32.0%、福祉65.6%）という結果でした。

見守り、声かけ運動は、平成10年から小地域ネットワーク活動として行っています。回答が高い割合を占めていることから見守り、声かけ運動が地域住民に根付いてきたことが分かります。

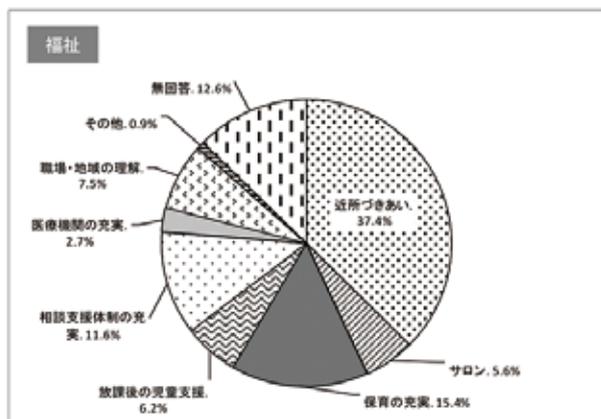
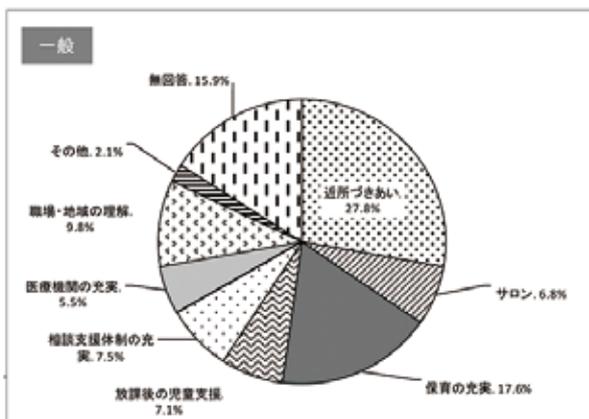


－子育てや人権などについて－

問25 子育てしやすい環境づくりのために、大切だと思うことを1つだけ選んで○をつけてください。

一般住民、福祉関係者ともに「近所づきあい」の割合が最も高く（一般27.8%、福祉37.4%）、次に「保育の充実」の割合が高い（一般17.6%、福祉15.4%）という結果でした。

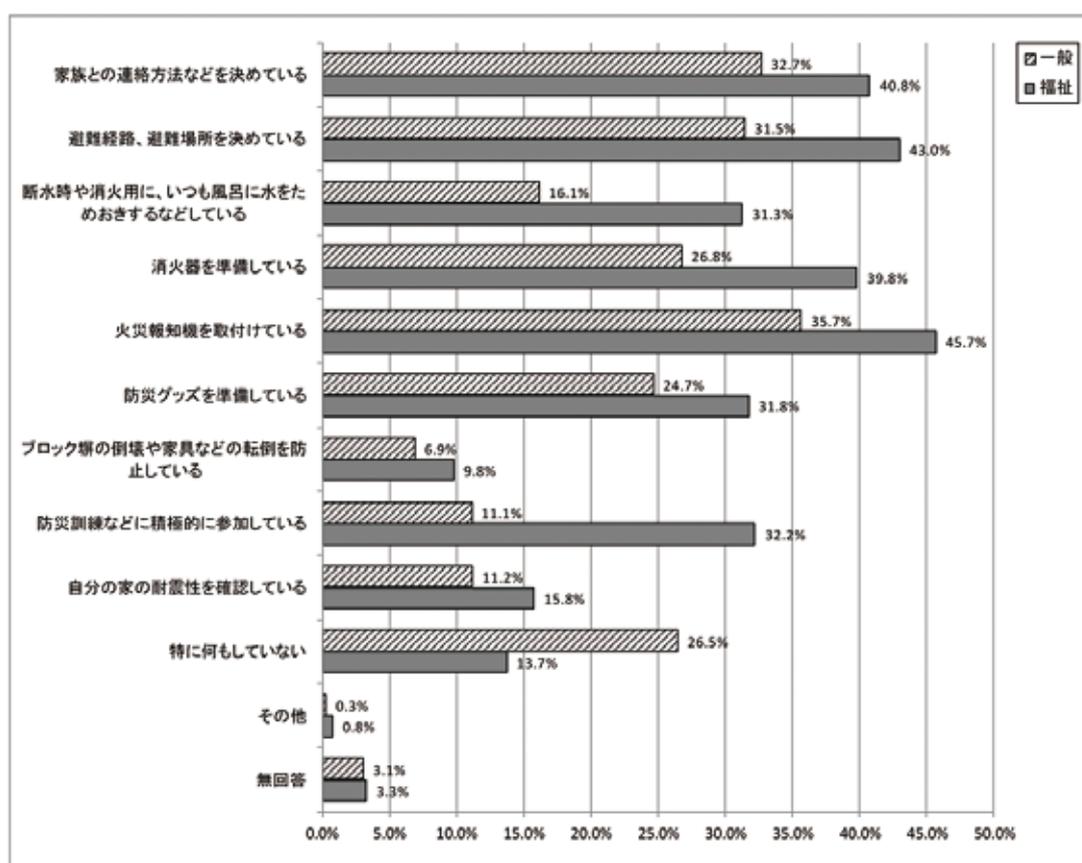
保育や相談支援体制などの公的な支援も大切ですが、近所づきあいという住民同士の関係性が最も大切だと感じている人が多いことが分かります。身近な地域で支援できるつながりを作っていくことが重要です。



問31 あなたは、ご自宅に災害が起こったときのための備えをしていますか。あてはまるものすべてを選んで○をつけてください。

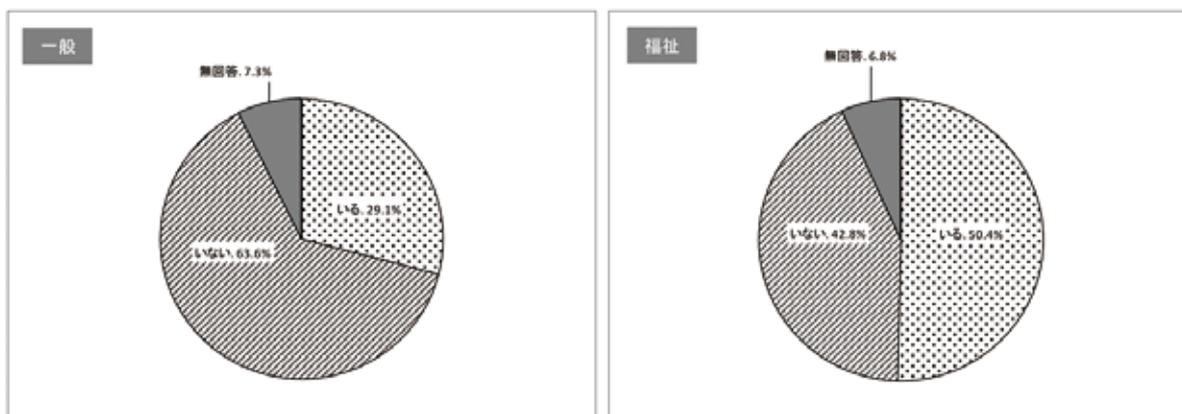
一般住民と福祉関係者との回答に大きな差があったのは、「防災訓練などに積極的に参加している」という項目です（一般住民 11.1%、福祉関係者 32.2%）。福祉関係者は日頃からの防災意識が高く、訓練などに参加する機会も一般住民と比較して多いということが考えられます。

また、「家族との連絡方法などを決めている」（一般住民 32.7%、福祉関係者 40.8%）、「避難経路、避難場所を決めている」（一般住民 31.5%、福祉関係者 43.0%）という項目は、回答者のおおむね3割以上の人に取り組んでいるという結果になっています。



問33 あなたのまわりに災害時、一人で避難できずに支援が必要な人はいますか。

一般住民の周囲には 29.1%、福祉関係者の周囲には 50.4%の割合で支援が必要な人がいるという結果でした。一人で避難できずに支援が必要な人は、まだまだ潜在していると考えられます。守口市では、平成 27 年 12 月に災害時の避難行動要支援者名簿を作成するなど、要支援者への支援体制づくりが喫緊の課題となっています。



※住民意識アンケート調査の詳細については、守口市社会福祉協議会のホームページに掲載しています。(なお、「自由記載欄からの主な意見」については、要約を掲載しています。)

(3) アンケート調査「自由記載欄からの主な意見」要約

問) 地域の住民が相互に協力して、よりよい地域をつくっていくために、どのようなことが重要と思いますか。(自由回答)

- 地域コミュニティが重要
 - ・ 日常の「あいさつ」「声かけ」などのコミュニケーションが大切で、住民双方のつながり、相互理解、信頼が深まり、地域の絆も強くなる。
 - ・ 普段から地域の人たちとの信頼関係を保てるような付き合いをしていくことが重要である。
 - ・ 顔の見える関係づくりが大切である。

- 地区コミュニティの支援策
 - ・ 高齢者、障がいのある人、子育て中の親子が集える交流の場や機会の拡大を図ってほしい。いきいきサロンのような活動を活発にしてほしい。
 - ・ 高齢者の認知症対策、孤立・孤独の防止策を充実してほしい。
 - ・ これからの子どもたちのためにも、子育て支援を重視してほしい。

- 啓発活動の強化
 - ・ 地区の活動情報が伝わってこない。
 - ・ どのような活動をしているのか分からない。
 - ・ 地域行事等の周知(主催者)、情報収集(住民)が必要。

- 世代を超えた住民参加型の行事やイベントの開催
 - ・ 広く住民が参加できる行事やイベントが少ない。
 - ・ 顔見知りの関係づくりになる交流の機会にしてほしい。
 - ・ 地域行事等への参加を通して親睦を深めることが大切だ。
 - ・ 若い人に参加してほしい。また、参加しやすい内容にしてほしい。
 - ・ 地域行事を通して世代間交流が必要。

- 防災対策を進め、安心・安全な街づくり
 - ・ 災害別の防災対策(避難マップづくり等)を進めてほしい。
 - ・ 継続した防災訓練、避難訓練、防災教育の実施が必要だ。
 - ・ 地区ごとに高齢者、障がいのある人などの居住状況を把握することが重要。
 - ・ 災害を想定した避難訓練等を行って、迅速に非難できるかを検証してみる。
 - ・ 地区で災害時の役割分担を決め、住民にも周知することが重要と思う。
 - ・ 民間ビルを一時避難場所に提供してもらうなど、地域資源を活用できればいい。

- 子育て支援の充実
 - ・世代間交流を充実してほしい。(場所の確保も含め)
 - ・子どもが安心して遊べるサロン等が必要だ。
 - ・子育て世帯が行事等に参加できるような支援をしてほしい。

- 地域リーダー等の育成・発掘 (人材育成)
 - ・若い人の養成をしてほしい。
 - ・地域福祉を担う若手がない。

- 小地域ネットワークの連携強化
 - ・地域の見守り、声かけ訪問を強化して、一人暮らし高齢者などの安心・安全が図れるようにしないとイケない。
 - ・住民を孤立させない見守り体制づくりが重要と思う。
 - ・問題や悩みを抱えている人を「一人きりにしない・させない」地域づくりを実現してほしい。

- ボランティア活動の支援
 - ・ボランティア活動に参加したいが方法がわからないので、ボランティアセミナー、地域活動セミナー等の開催をしてほしい。
 - ・ボランティア活動に若い人たちが積極的に参加して活動してほしい。
 - ・小中学校の協力を得て、子ども向けのボランティア教育を実施することで、ボランティア活動や地域活動の人材育成につながる。
 - ・ボランティア活動に参加してもらえよう呼びかけをする。

- 認知症、障がい、虐待などに関する研修会の充実
 - ・認知症高齢者、障がいのある人、児童虐待などに関する理解促進セミナーや研修会をもっと開催してほしい。
 - ・偏見や差別をなくすようにしなければいけない。
 - ・認知症・障がい・虐待などの正しい知識を持ってほしい。

- いきいきネット、心配ごと相談等の啓発活動の充実
 - ・悩みを抱えている人たちが地域で相談できる人や機会が少ない。
 - ・悩み等の相談場所・方法がわからない。

資料編

守口市社会福祉協議会 もりぐち地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この委員会は、社会問題の多様化・深刻化をはじめ、地域社会でのつながりや支え合いが弱くなっている中で、新たな対応を進めていくため地域福祉を進める団体・住民とともに、「もりぐち地域福祉活動計画」を策定することを目的とする。

(名称)

第2条 この委員会は、もりぐち地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(委員の構成)

第3条 この委員会は、20名以内をもって構成する。

2 委員は次の各号に掲げる者の中から、会長が委嘱する。

- (1) 住民代表的性格の強いもの
- (2) 福祉専門機関・団体的性格の強いもの
- (3) 当事者団体的性格の強いもの
- (4) 関連分野団体
- (5) 学識経験者等

(任期)

第4条 この委員会の任期は、委嘱の日から「もりぐち地域福祉活動計画」が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 この委員会に委員長1名及び副委員長1名をおく。委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があったときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 委員会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認める時は、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、資料の提出を求めることができる。

(部会の設置)

第8条 委員会が必要と認めた場合は、部会を設置することができる。

2 部会の運営については、部会で協議し決定する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、守口市社会福祉協議会内に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、委員会で協議し決定する。

附 則

この要綱は、平成16年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月21日から施行する。

委員名簿

第3次もりぐち地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(順不同 敬称略)

区分	氏名	所属団体
I 住民代表的性格のつよい者	竹内 美喜枝	滝井地区福祉委員会
	○ 般谷 稔秋	南地区福祉委員会
	中野 昭美	八雲地区福祉委員会
	今藤 眞和	藤田地区福祉委員会
	伏井 不二子	さんあい広場「さた」
II 福祉専門機関・団体的性格のつよい者	小川 勝	守口市民生委員児童委員協議会
	萩原 朋子	守口市民生委員児童委員協議会 主任児童委員
	山口 耕一	守口市立わかくさ・わかすぎ園
	栗栖 琢磨	社会福祉法人路交館「桜の園」
	廣瀬 真企子	社会福祉法人優喜会「フローラル」
	中島 美江子	守口障害者生活支援事業所「みみ」
III 当事者団体的性格のつよい者	松井 宏之	守口市老人クラブ連合会
	宮本 克子	社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会守口支部
IV 関連分野団体	森口 久子	一般社団法人守口市医師会理事
	林 成光	守口市青少年育成指導員連絡協議会
	大河 幸恵	守口市社会福祉協議会「ボランティア連絡会」
	深田 恵美	守口市地域コーディネーター連絡会
V 学識経験者等	◎ 樽井 康彦	龍谷大学准教授
	高岡 武	守口市社会福祉協議会
	渡 義忠	守口市健康福祉部総務課

※ ◎=委員長 ○=副委員長

第3次もりぐち地域福祉活動計画編集作業部会委員名簿

(順不同 敬称略)

区 分	氏 名	所 属 団 体
高齢者福祉編集 作業部会	辻 本 正 昭	春日地区福祉委員会
	◎ 般 谷 稔 秋	南地区福祉委員会
	奥 本 保	佐太地区福祉委員会
	菅 原 千 恵 美	守口第3地域包括支援センター
	廣 瀬 真 企 子	社会福祉法人優喜会「フローラル」
	常 盤 征 一 郎	守口市老人クラブ連合会
	森 口 久 子	一般社団法人守口市医師会理事
	渡 義 忠	守口市健康福祉部総務課
障がい福祉編集 作業部会	中 野 昭 美	八雲地区福祉委員会
	今 藤 眞 和	藤田地区福祉委員会
	森 滝 子	守口市社会福祉協議会「ボランティア推進部会」
	太 田 圭 介	守口市民生委員児童委員協議会
	山 口 耕 一	守口市立わかかくさ・わかすぎ園
	◎ 栗 栖 琢 磨	社会福祉法人路交館「桜の園」
	中 島 美 江 子	守口障害者生活支援事業所「みみ」
	宮 本 克 子	社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会守口支部
子育て支援編集 作業部会	辻 本 由 紀	守口地区福祉委員会
	東 野 邦 子	寺方地区福祉委員会
	澁 川 博 之	金田地区福祉委員会
	◎ 大 井 由 喜 子	守口市民生委員児童委員協議会
	萩 原 朋 子	守口市民生委員児童委員協議会 主任児童委員
	大 河 幸 恵	守口市社会福祉協議会「ボランティア連絡会」
	深 田 恵 美	守口市地域コーディネーター連絡会
	岡 田 晴 美	守口市子育て支援センター

※◎=座長

第3次もりぐち地域福祉活動計画編集作業部会の開催状況

	開催日	内容
1	平成27年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次もりぐち地域福祉活動計画の進捗状況について ・第3次もりぐち地域福祉活動計画アンケート結果について (高齢者福祉編集作業部会・障がい福祉編集作業部会・子育て支援編集作業部会)
2	平成28年 1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題の書入れ ・現状・課題を解決する方策の書入れ (高齢者福祉編集作業部会・子育て支援編集作業部会)
3	平成28年 1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題の書入れ ・現状・課題を解決する方策の書入れ (障がい福祉編集作業部会)
4	平成28年 2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題の書入れ ・現状・課題を解決する方策の書入れ (高齢者福祉編集作業部会)
5	平成28年 2月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題の書入れ ・現状・課題を解決する方策の書入れ (子育て支援編集作業部会)
6	平成28年 2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題の書入れ ・現状・課題を解決する方策の書入れ (障がい福祉編集作業部会)
7	平成28年 3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題の書入れ ・現状・課題を解決する方策の書入れ ・第3次もりぐち地域福祉活動計画(案)について (高齢者福祉編集作業部会・障がい福祉編集作業部会・子育て支援編集作業部会)



高齢者福祉編集作業部会の検討内容

主な現状・課題

その現状・課題を解決するために

少子・高齢化がさらに進んでいる

- ・一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加
- ・老々介護世帯の増加
- ・2025年問題に向けてどう取り組むか？

認知症高齢者が増加

- ・認知症の方が地域でさらに増える
- ・認知症高齢者が安心して町中を歩ける地域づくり
- ・認知症に対する正しい理解を多くの人に持ってもらう

近所付き合いがさらに希薄化

- ・一般の方の近所付き合いが少ない
- ・年齢が高い人ほど近所付き合いが深くなる傾向がある
- ・地域の環境の変化

ネットワークづくりが必要

- ・地域におけるネットワークづくり（福祉関係者、各種団体、行政）
- ・実際に手助けできるネットワークをつくる
- ・地域ごとの高齢者連絡網の整備

高齢者などの地域生活を支援する人材の確保

- ・高齢や健康上の問題で、福祉活動やボランティア活動に参加できない人がいる
- ・地域を支える側の方々も高齢化
- ・住民相互の支え合い・助け合いが重要

災害対策

- ・一人で避難できず支援が必要な人が多くいるが、支援する人が高齢であり不安である。若い人の確保方法
- ・災害に備えて、高齢者等の避難訓練の実施
- ・防災マップ

地域行事が出来にくくなっている

- ・地域行事や活動に参加したい方は多くおられるようだが、どのような方法で入って来ていただくか？
- ・地区老人クラブの中での高齢者が増加し、行事が昔に比べできにくくなった
- ・小学校が統合されることによる影響

地域のサービスづくり、地域の支え

- ・地域で高齢者を支える仕組みづくり（家事・ゴミ出し等）
- ・困った時の相談相手として、友人・知人を除くと、福祉委員や民生・児童委員が少し少ないのでは？
- ・地域の身近に気軽に相談できる場所を増やす

居場所づくりが必要

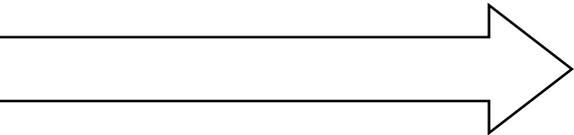
- ・高齢者等が気軽に集まることのできる場所をどのように確保するか？
- ・一人ではなかなか参加できない高齢者をフォローアップ（ボランティアの随行等）
- ・高齢者が、学校行事などに参加または参画できる事業の展開（教育委員会との連携）

介護保険サービスの変化

- ・介護保険制度の改正
- ・要支援者へのサービスと支援する人材の確保
- ・地域包括ケアシステム

高齢者が孤立しない地域づくりが必要

- ・孤立死・孤独死の防止
- ・見守りや声かけ活動の充実



主な〇〇が必要

- ・ 認知症サポーター養成講座の充実
- ・ 高齢者の虐待や消費者被害の防止が必要
- ・ 判断能力が不十分な人々のための支援が必要
- ・ 少子・高齢化社会に対する見守りや声かけ活動の充実が必要
- ・ 信頼関係の構築
- ・ 一目でどこにどんな人が何人いるか分かる地域マップ
- ・ 高齢者が孤立しない地域づくりが必要
- ・ 福祉教育事業を拡充し、学校における福祉教育のより一層の充実が必要
- ・ 住民が福祉活動に気軽に参加できる環境づくりが必要
- ・ 世代間交流をはじめ、地域福祉活動の充実が必要
- ・ 地域における情報の共有化
- ・ 生きがい、やりがいが持てる活動の充実
- ・ 身近な所での相談と情報提供ができるようにコミュニティーソーシャルワーカー（CSW）の増員が必要
- ・ 介護予防の訪問型サービス、通所型サービスを担う社会資源の有効活用
- ・ 介護予防体操を活用してもらう
- ・ 地域で気軽に相談できる場所づくり
- ・ 福祉委員や民生・児童委員の負担が大きい（活動内容が広い）→ 相談できる受け皿を増やすことが必要
- ・ 福祉委員や民生・児童委員だけではなく、地域の関係者が情報を共有できるケース会議の開催
- ・ コミュニティ協議会と一緒にできる行事を検討
- ・ コミュニティ協議会の中に生涯学習をする部会を入れる
- ・ 小学校が統合されることにより、2地区が連携して行事を実施
- ・ 統合される新たな学校に多目的の部屋をつくる
- ・ 災害時などにおける要支援者の把握が必要
- ・ 災害時における救援、支援体制づくりが必要
- ・ 避難所の整備と周知が必要

障がい福祉編集作業部会の検討内容

主な現状・課題

その現状・課題を解決するために

活動の充実

- ・気軽に立ち寄れるようなサロン活動の場の提供
- ・日中活動の場の提供
- ・障がいのある人が地域社会でどんな仕事をしているのか？
- ・担い手となる人、障がいのある人達が何を求めておられるか話し合いの場を持つ
- ・事業所間のネットワークの充実（活動の紹介・交流） 何処がコーディネートを担うのか？
- ・障がいのある方々の悩みを話せる場の提供
- ・地域で行われる公民館祭・体育祭などに参加していただき地域住民と親密になってほしい
- ・地域行事が互いを知る場になっているか？
- ・障がいの事を何も知らない

人材育成

- ・ボランティアの育成が必要
- ・担い手の不足や高齢化の問題
- ・事業所の人材不足で必要なときに利用できない状況をどう解決できるのか
- ・障がいのある人との交流が少なく、理解が進まない
- ・啓発活動、人権研修
- ・人材の養成、技術より理解（知ってもらう事が大切）
- ・地区福祉委員、民生・児童委員の協力

就労支援

- ・就労後の相談支援
- ・障がいのある人の雇用促進の充実
- ・障がいのある人の自立できる職場の案内
- ・一般就労している障がいのある人に福祉制度の利用の方法などをどのように伝えるか？

情報の共有化

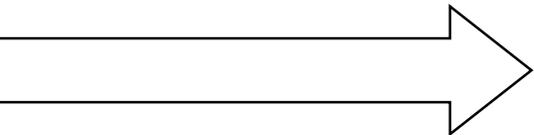
- ・ボランティアに何を担ってもらえるか？ 担えるものは何か？ コーディネーターの存在、情報
- ・情報の共有、必要などころに必要な情報
- ・障がいのある人からの相談があまりない
- ・地域行事への参加、事業所が積極的に参加するには？（地域からの情報、地域への問い合わせ）
- ・情報の提供、連携、活用方法

地域生活

- ・余暇活動の対応
- ・障がいのある人に対して地域のネットワークの充実
- ・障がいのある人が地域で暮らすにあたり、あまり近隣に受けいれられていないので、地域での交流・活動をどのようにすべきか？
- ・知的障がいのある高齢者が利用できる場所がない
- ・生活の場の充実、グループホームの確保、社協や地域のみんなで応援
- ・居場所づくり
- ・障がいのある人の高齢化
- ・地区福祉委員、民生・児童委員と障がいのある人の保護者が話す場がない
- ・障がいのある子どもの保護者が、先輩の障がいがある人の保護者との話し合いの場（成人後のわが子の将来像を描ければ）

環境整備

- ・バリアフリー化の推進
- ・災害時の福祉避難所の整備



主な〇〇が必要

- ・高齢化、少子化が進む中、福祉活動の創出のための現状把握や情報提供が必要
- ・障がいのある人の各事業間のネットワークの充実が必要
- ・障がいのある人が身近なところで気軽に利用、活動できる場所が必要
- ・世代間交流をはじめ、地域福祉活動の充実が必要
- ・福祉教育事業を拡充し、学校において福祉教育のより一層の充実が必要
- ・地域福祉活動・現状把握や情報提供が必要
- ・ボランティア団体・NPOの情報提供が必要
- ・障がいのある人が地域社会で共に暮らし、仕事ができるような環境が必要
- ・地域福祉を支援する人材の養成が必要
- ・地区福祉委員会で若いリーダーの人材育成するための研修が必要
- ・ボランティア団体等に携わる人の参加が必要
- ・障がいのある人へのいじめや、障がいのある人を持つ家族への理解不足による差別偏見をなくす啓発活動が必要
- ・災害時の福祉避難所の整備が必要
- ・バリアフリー化の推進が必要
- ・災害時における救援・支援体制づくりが必要
- ・災害時に対する備えが必要

子育て支援編集作業部会の検討内容

主な現状・課題

その現状・課題を解決するために

集える場

- ・いつも開いている場所、話し相手が必要（だれもが気軽に集える場所）
- ・発達障がいの子どもを持つ親同士のふれあい・学びの場所
- ・地域交流ができる場所
- ・子育ての学びの場づくり（子育て支援プログラムの講座開催）
- ・学校の空き教室の利用を考える
- ・子育て中の親と支援する人との世代間交流の場（親学習、ワークショップの開催）
- ・乳幼児（保護者）と地域高齢者とのふれあいの場（子どもと親が多くの人から愛される場所作り）
- ・障がい者は特別な人ではなく同じ目線で集える場所

つなげる目

- ・自分の子どもは「なぜ周りの子どもと違っているのか」「育て方が悪いのか」と悩んでいる親の不安
- ・自分の子育ての方法が虐待とっていない親への接し方
- ・地域住民とのコミュニケーション
- ・目線で傷つく
- ・乳幼児を育てる親に対しての思いやりの言葉と笑顔
- ・「見守ってもらえている」という、安心感をもってもらう方法（笑顔）
- ・しっかり見守っている（のりまきの役目）

きっかけづくり

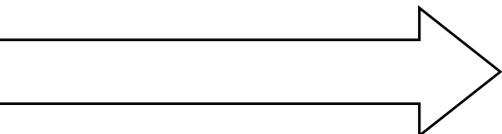
- ・人間関係のきっかけづくり
- ・あそび座などに高齢者ボランティアの参加を
- ・世代間の交流などを通じ福祉に関心をもってもらう
- ・さんあい広場やいきいきサロンに小・中学生の参加協力（集まれる場所を用意）
- ・支援（手伝ってくれる人）などのボランティア
- ・参加しない（できない）方はどうする？

情報・相談

- ・隣り近所の声かけ、身近な人（悩める人）への声かけ
- ・支援者側の学びの場、届きにくい人へ届く支援へ（コモンセンスペアレンティング講座の開催）
- ・子育ての悩み相談窓口の設置
- ・情報発信

あつまり

- ・子育て仲間のお祭り、イベント
- ・協働しやすい行事
- ・子ども連れで参加できる行事
- ・たたかない、どならない子育ての方法を知る（虐待防止プログラム講座の開催）



主な〇〇が必要

- ・声かけから始めるきっかけ作りが必要
- ・支援者側の学びの場が必要
- ・子育て中の不安や寂しさの解消を図れる環境づくりが必要
- ・親の子育ての教育の機会をつくり、サポート体制の強化が必要
- ・地域における情報の共有化
- ・高齢者、障がいのある人、子ども、乳幼児、DV（ドメスティックバイオレンス）などの虐待防止が必要
- ・地域で子どもの居場所が減少し、家庭、学校、地域で子どもを守る体制が必要
- ・世代間交流をはじめ、地域福祉活動の充実が必要
- ・少子・高齢化社会に対する見守りや声かけ活動の充実が必要
- ・子育ての悩み相談窓口の設置が必要
- ・福祉の制度やサービスの情報提供と活用方法の啓発が必要
- ・少子・高齢化が進む中、福祉活動の創出のためのニーズ把握や情報提供が必要

用語集

あ行	
いきいき（ふれあい）サロン	<p>地域の高齢者やボランティアなどが集まり、レクリエーションや食事を通じて、共に交流する活動のことです。</p> <p>引きこもり防止による健康づくり、福祉情報の交換、見守りなど様々な効果があります。</p>
か行	
救急安心カプセル事業	<p>病気や災害時に、救急隊員などが自宅にかけつけた際、迅速かつ適切な救急医療活動が受けられるように、「緊急連絡先」や「その人の医療情報」などを記入した「救急安心カード」を入れておける「カプセル」（冷蔵庫に保管）を対象者（75歳以上の一人暮らしの高齢者や障がいのある人）に配付する事業のことです。守口市では、社会福祉協議会と民生委員児童委員協議会の協働事業として実施しています。</p>
協働	<p>行政、市民、事業者及び地域団体などが、地域の課題を共有し、共通の公共的目的に向かってそれぞれの果たす役割を自覚し、相互に足りないところを補い協力することです。</p>
権利擁護	<p>自己の権利を表明することが困難な人（寝たきりや認知症の高齢者、障がいのある人など）の権利を守り、その人の思いや、その人にとって必要な支援を表明することをサポートしたり代弁したりすることです。</p>
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	<p>高齢者や障がいのある人、子育て中の親など、援護を必要とする人々からの困りごとや悩みごとを聞き、課題解決に向けて関係機関と連携し、相談支援を行う福祉専門の相談員のことです。</p>
さ行	
災害ボランティアセンター	<p>災害時に設置される被災地での防災ボランティア活動を円滑に進めるための拠点のことです。</p>
社会資源	<p>生活上のニーズを満たすさまざまな物資や人材、制度、技能の総称のことです。</p>
小地域ネットワーク活動	<p>小学校区などの小地域を単位として、近隣の人たちが要援護者に対して見守りや交流を行う活動のことです。守口市社会福祉協議会では、一人暮らし高齢者や障がいのある人たちに対して見守り・声かけ訪問、いきいき（ふれあい）サロンなど、地域の支え合い・助け合い活動を実施しています。</p>

さ行	
すまいるサービス事業	高齢者、障がいのある人などが、住みなれた環境の中で生活を続けていけるよう、市民の協力会員が相互援助活動として、食事の支度や買い物、外出介助などの支援を行う有償福祉サービスのことです。守口市社会福祉協議会では、これらの支援の輪を広げ、市民がお互いに助け合い、支え合って生きていく社会をめざして実施しています。
生活困難者（生活困窮者）	この活動計画では、生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）も含め、日常生活を送ることが困難な人たちを生活困難者と定義しています。
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が、不当な財産侵害を受けたり、人としての尊厳が損なわれたりすることがないように、家庭裁判所が選任した後見人が法律面や生活面から保護し、支援する制度のことです。
た行	
地域力	地域社会の問題について、地域の構成員（市民・企業など）が自らその問題の所在を認識し、協働しながら、問題の解決や地域の価値を高めていくための力のことです。
な行	
日常生活自立支援事業	認知症の高齢者、知的・精神に障がいのある人などのうち判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう、契約に基づき、福祉サービスの利用援助を行う事業のことです。
は行	
避難行動要支援者	他者の支援なしに避難するのが困難な人で、要介護認定3～5、身体障がいのある人（1・2級）、知的障がいのある人（重度）、精神障がいのある人（1級）、障害福祉サービス等を受けている難病者、その他市長が支援の必要を認めた人のことです。
福祉避難所	避難行動要支援者などのために、特別の配慮（バリアフリー化など）がなされた避難所のことです。
プラットフォーム	プラットフォームという言葉は、新しい協働のスタイルを表すキーワードで、「みんなが乗る台、舞台」などの意味です。地域福祉のプラットフォームは、様々な団体が特技（専門的な知識・技能等）や資源（人材・物資等）を持ち寄り、自発的に、対等な立場で協働することをいいます。

「第3次もりぐち地域福祉活動計画」

～みんなで参加！誰もが安心して暮らせる“もりぐち”のまちづくり～

平成28年5月

編集 第3次もりぐち地域福祉活動計画策定委員会

発行  社会福祉法人 守口市社会福祉協議会

〒570-0056

大阪府守口市寺内町1丁目16番5号

TEL06-6992-2715 FAX06-6998-3201



あなたと
あなただけ
の幸せ